

令和6年第3回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和6年9月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

1番 長谷川愛子君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	木村成治君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
教育部長	松本浩行君
消防長	藺部恵一君
会計管理者	西山浩太君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
監査委員事務局長	細谷敦君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企業誘致・移住推進課長	滝田憲二君
企業立地推進室長	佐藤隆君
企業誘致・移住推進課G長	山口美德君
総務課長	稲田和幸君
総務課長補佐	木村幸広君
危機管理課長	谷田部仁史君
危機管理課長補佐	近藤智広君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	鈴木晃君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
保険年金課長	町田健一君
保険年金課長補佐	豊田信雄君
経営管理課長	斎藤直樹君
経営管理課主査	橋本太郎君
農政課長	菊地恵一君

農 政 課 長 補 佐	須 藤 辰 紀 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
管 理 課 長	鈴 木 滋 君
管 理 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
水 道 課 長	古 木 滋 君
水 道 課 長 補 佐	川 松 信 一 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
指 導 室 長	持 丸 正 美 君
学 務 課 長 補 佐	河原井 浩 典 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 3 号

令和6年9月13日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は1番長谷川愛子君、19番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番小藺江一三君、21番石崎勝三君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、12番田村泰之君の発言を許可いたします。

田村泰之君。

〔12番 田村泰之君登壇〕

○12番（田村泰之君） 議席番号12番市政会の田村泰之でございます。通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

それでは、大項目1、有害鳥獣捕獲についてでございます。

近年、イノシシによる農作物への被害が目立ってきており、直近においては、収穫期を迎えた水稻への被害の光景を目撃しておりますが、年々被害が増加していると感じており、

危惧しているところであります。農家からは、イノシシの被害に遭っており、このままでは農業を続けられない。どうしたらよいかと相談を受けています。ある地区の農業者からは、イノシシが数日連続して現れ、農作物に被害があるので、わなをかけてほしいと相談され、農政課を通じて笠間市鳥獣被害対策実施隊の方にわなをかけていただきました。このように、わなをかけなくてはならない場所は近年増え続けていると聞いております。

農家は丹精込めて農作物をつくっても、鳥獣被害に遭えば耕作意欲の低下や離農につながるなど、数字では表せない以上に深刻になっていると考えております。また、地域住民の方々からは、イノシシを目撃し、怖い思いをしたなどの話を聞いております。

めったに人を襲うことないイノシシですが、去年11月には稲田地区で民間の工場にイノシシが侵入し人が襲われ、けが人が出たところです。このような事故がいつ起こるか分からない状況であると考えられます。

一方では、高齢化を背景として鳥獣被害防止を担う狩猟者が減少していると伺っており、捕獲数が減少するとイノシシはますます増え続け、農業被害はもとより、人的被害も拡大する恐れがあると危機感を持っております。

ここで質問させていただきます。

小項目①笠間市猟友会の人数についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 12番田村議員の質問にお答えします。

笠間市猟友会の人数との御質問でございますが、茨城県猟友会笠間支部の人数といたしまして、現在76名の登録があると支部の担当者から聞いております。

なお、令和26年度に結成された笠間市鳥獣被害対策実施隊の隊員数につきましては、茨城県猟友会笠間支部の会員の中から市が任命し、現在24名の隊員が市の有害鳥獣捕獲活動に従事しているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 茨城県猟友会笠間支部や笠間市鳥獣被害対策実施隊の人数については分かりました。

5年前と比べると、それぞれどのように変化しているか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 茨城県猟友会笠間支部及び実施隊の5年前と比べた人数についてでございますが、猟友会笠間支部の5年前、令和元年度、こちらの人数は90名と聞いております。現在と比べると14名の減少になっているところでございます。笠間市鳥獣被害対策実施隊の5年前の人数は25名であり、1名の減となっております。

実施隊につきまして増減があまりない理由につきましては、隊員に欠員があった際には、その都度、新たに猟友会の会員から任命しているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○ 1 2 番（田村泰之君） 茨城県猟友会笠間支部の人数においては、減少していることが確認できました。

実際、狩猟を行う狩猟者登録者数はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 狩猟登録者数についてでございますが、茨城県に確認したところ、市内在住の方の狩猟者登録の件数は、5年前は162件でしたが、令和5年度の狩猟者登録数は156件で、比較すると6件の減少となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○ 1 2 番（田村泰之君） 狩猟者登録者数については分かりました。このままではさらに狩猟者が減少してしまい、有害鳥獣対策に影響が出てしまいますので、将来を見据えて維持ができるような対策をお願いしたいと思います。

次に、小項目②平均年齢についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 平均年齢についてでございますが、現在の猟友会笠間支部の会員の平均年齢は約68歳であると支部の担当者から聞いております。また、鳥獣被害対策実施隊につきましては30代から70代までの隊員がおり、平均年齢は64歳となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○ 1 2 番（田村泰之君） 捕獲従事する方が高齢となっているのが分かりました。捕獲に当たっては身の危険を伴う場面がありますので、細心の注意を払って実施していただければと思います。

次に、小項目③3年間のイノシシの捕獲数についてお伺いいたします。各1年間でお願います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 3年間のイノシシの捕獲数でございますが、本市で把握している捕獲数は、笠間市鳥獣被害対策実施隊、地域捕獲団体、猟友会を含めた一般狩猟者の合計となりますが、令和2年度がピークで1,145頭、令和3年度が413頭、令和4年度が550頭、令和5年度が760頭となっております。

そのうち、笠間市鳥獣被害対策実施隊による捕獲数は、令和2年度が138頭、令和3年度が111頭、令和4年度が97頭、令和5年度が184頭となっております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○ 1 2 番（田村泰之君） イノシシの捕獲頭数が年々増えていることが分かりました。

地域捕獲団体について、組織数及び捕獲数の推移はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 地域の皆さんが御自分で守っていく地域捕獲団体の組織数及び捕獲数についてですが、まず地域捕獲団体の組織数につきましては、令和３年度が44組織、令和４年度が42組織、令和５年度が44組織でございます。

続いて、イノシシの捕獲数につきましては、令和３年度が186頭、令和４年度が287頭、令和５年度が328頭となっております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○１２番（田村泰之君） ここ３年間に於いて、市内全体の捕獲数が増えているのが確認できました。これによってイノシシの個体数も増えていることが推測されますので、積極的な捕獲活動が必要と思われ、捕獲数を上げるにはわなの設置が必要と思います。

次に、小項目④箱罟の設置数についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 箱わなの設置数についてでございますが、本年８月末現在で本市で把握しているイノシシの捕獲用の箱わなは、鳥獣被害対策実施隊による設置が86台、地域捕獲団体の設置が118台であり、合計204台となっております。そのほかに、ハクビシンやタヌキなど小動物を捕獲する箱わなを、市から13台貸出しをしているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○１２番（田村泰之君） 分かりました。

市内において、主にどこの地区において箱わなが設置されておりますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 主にどこの地区において箱わなが設置されているかでございますが、市内では特に被害を及ぼしている鳥獣はイノシシであります。イノシシを捕獲するため、山際の農地において多くの箱わなが設置されている状況です。現在の箱わなの主な設置地区につきましては、笠間地区におきましては福原地区が28か所、片庭地区が25か所、本戸地区が23か所、友部地区におきましては上市原が３か所、岩間地区におきましては上郷23か所、下郷15か所の設置となっております。

○議長（大関久義君） 19番大貫千尋君が着席いたしました。

田村泰之君。

○１２番（田村泰之君） 分かりました。

次に、小項目⑤足くくり罟の設置数についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 足くくりわなの設置数についてでございますが、本年８月末現在、有害鳥獣捕獲活動を行っている実施隊によって101基の足くくりわなが設置されております。

ただし、11月15日からは、狩猟期間が始まります。一般の狩猟者においてもくくりわなの設置が可能となりますので、市では一般狩猟者によるわなの設置数は把握しておりませんが、現在の101基を大きく上回る数のくくりわなが設置されることが推測されております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。

市内において、主にどこの地区において足くくりわなが設置されておりますか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 主な足くくりわなの設置箇所でございますが、笠間地区においては上賀田地区が10か所、笠間市笠間地区が9か所、本戸地区9か所、手越地区8か所、福原地区7か所、箱田地区7か所、友部地区におきましては中市原に4か所、岩間地区は下郷10か所の設置がされております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。

次に、小項目⑥補助金制度についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 有害鳥獣捕獲に係る補助金の制度についてでございますが、四つの補助事業を実施しているところでございます。

一つ目は、イノシシの捕獲及び処分した場合に支援するイノシシ捕獲・処分事業で、令和5年度の事業実績といたしましては、鳥獣被害対策実施隊に184万円、地域捕獲団体36団体に328万円、一般の狩猟者24名に248万円を交付し、合計760万円の補助を行いました。

二つ目は、わな猟免許取得に必要な講習会の受講及び申請手数料を支援するわな猟免許取得促進助成事業で、令和5年度の事業実績といたしましては9件、合計9万4,200円の補助を行いました。

三つ目は、地域のためにわなによるイノシシの捕獲活動を行う団体に対して、その活動経費を支援する地域捕獲団体活動支援事業で、令和5年度の事業実績といたしましては40団体、合計397万960円の補助を行いました。

最後、四つ目でございますが、鳥獣類による農業被害を未然に防止するため、電気柵などの被害防止施設を設置する際の購入費の一部を支援する農業被害防止事業につきまして、令和5年度の事業実績といたしましては43件、合計157万2,000円の補助を行いました。令和5年度は4事業で、合計1,323万7,160円の補助を行ったところでございます。

以上、四つの補助事業により多角的な支援を行っており、このような事業を継続的に行うことで、鳥獣類による被害の防止に取り組んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 鳥獣被害を少しでも軽減する対策が講じられていることは分かりました。

このうち、農業者が行う電気柵などの設置に係る支援である農業被害防止事業の補助金交付者数はどのように推移しているか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 電気柵等、農業被害防止事業の補助金交付者の推移につきましては、令和2年度が65件、令和3年度が52件、令和4年度が18件、令和5年度43件となっており、年ごとに増減があるような状況になっているというところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） イノシシの捕獲数の増加に比例して、電気柵などの補助金交付者が増加しているわけではないことが分かりました。また、鳥獣被害を少しでも軽減する対策が講じられていることが分かりました。

冒頭でも述べましたが、ある地域の農業者が、イノシシ被害があるため、わなをかけてほしいということで、農政課を通じ、笠間市鳥獣被害対策実施隊の方にわなをかけていただきました。その中で、鳥獣被害対策実施隊の方からは、わなを毎日見守っているが、都合によっては夕方になってしまい、イノシシがかかっているとそこからの対応となり、大変になってしまう話を聞きました。

そこで、少しでも捕獲者の負担を軽減するため、イノシシがわなにかかった場合、いち早く捕獲状況を確認することができるわな発信機を利用することが必要であると考えました。ここで捕獲者の負担を抑えるため、わな発信機の導入に対し補助金を新たに設けてはどうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） わなの発信機の導入に対して補助制度を設けてはどうかということですが、わな発信機につきましては、いち早く捕獲状況が把握でき、イノシシがわなから逃げられてしまうというリスクが軽減できるため、逃げられた場合の安全面からも考慮すると有効なものであると考えております。ただ、わなの発信機、まだ製品が出始めですので、価格もばらばら、性能もばらばらというところは、御理解をお願いしたいと思います。

購入の際の支援でございますが、地域捕獲団体におきましては、運営や捕獲活動するための費用に対して1組織当たり10万円の補助を交付しておりますので、購入する場合には活動費に対する補助を活用していただきたいと思いますと考えております。

実施隊につきましては、先ほど申し上げたように、どのようなわなの発信機がよいのか、また既に隊員の中では個人で導入されている方もいる状況で、いずれにしても捕獲活動をする際の負担軽減には大変有効であると考えているものでございますので、実施隊の方々とどういうものがあるのかというところを意見交換していきながら進めていきたいと考え

ているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。捕獲の際に負担軽減や安全面を考えると有効なものであることや、わな発信機を利用している方からは捕獲率が上がっていると聞いておりますので、ぜひわな発信機の導入に対する支援を検討していただきたいと思います。また、今後においても、対策をしてもイノシシの被害は発生していくと思いますので、ICT機器の活用も検討していただき、さらに捕獲を強化していただくとともに、有効な対策を講じていただきたいと思います。これから日が短くなるとイノシシの出没も早まり、危険性も高まりますので、安心・安全に小中学生の生徒は下校できるようにしていただき、農業被害ではなく、人的被害が出ないような対策に努めていただきたいと思います。

次に、大項目2、市立病院の将来性について質問させていただきます。

笠間市立病院は、平成30年に現在の場所に新病院として移転、開設し、病床数30床、外来は内科を中心とした皮膚科の診察も行い、1日約100人の患者の診察に当たっていると伺っております。

医療機関、特に緊急医療を担う病院には、初期救急を行う一次救急の病院、手術や入院が必要な患者の対応を行う二次救急の病院、さらに高度な三次救急の病院があります。

私は、市立病院が「ダビンチ」などの高度な医療機器を導入したり、コマンドセンターや介護テクノロジーの導入、設置するなど体制を整え、高度な医療機関を目指すべきだと考えております。そこで、市立病院の将来に将来性について四つの項目に分けて質問させていただきます。

小項目①高度医療体制について。

高度医療体制について市立病院の現状と将来の展望についてお答えをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 12番田村議員の質問にお答えをいたします。

高度医療体制についてでございますが、まず救急医療を提供する体制といたしまして、議員がおっしゃられましたとおり、比較的軽症な患者を診察する一次救急、手術、入院を要する重症患者を受け入れる二次救急、それでも対応が難しい重篤患者などを受け入れる三次救急の病院がございます。そのうち、一部の二次救急病院と三次救急病院が高度な医療を提供する病院となります。

笠間市立病院は、かかりつけ医としての役割を持つ一次救急の病院として地域に密着した医療を実践しており、特に高齢者の方が安心してかけられる病院を目指しているところでございます。かかりつけの患者が急変の際には、まず市立病院で対応し、より高度な医療が必要であれば適切な病院を紹介しているところでございます。県立中央病院や地域の医療機関と連携しながら、それぞれの医療機関がその機能と役割を果たすことで、切れ目のない医療連携体制を取っているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 現在の市立病院が一次救急の病院として地域に密着した医療を進めていることを、より高度な医療が必要なときは適切な病院を紹介していることが分かりました。

県立中央病院や地域の医療機関と連携を取っているとのことですが、筑波大学とも連携を取っていると聞きしております。筑波大学との連携について伺います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 筑波大学との連携ですが、市立病院は筑波大学附属病院総合診療グループのいばらき地域医療研修ステーションに参加しておりまして、これは地域で働く医師は地域で育むという理念の下、医学生や研修医の受入れを行っているものでございます。また、平成30年度から寄附講座事業として筑波大学と協定し、医師の派遣をいただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 私も、県立中央病院や筑波大学附属病院など高度な医療体制を持つ大学病院と地域の医療機関との連携は大切だと思いますので、今後もその関係を続けてほしいと思います。

次に、小項目②今後の医師、コメディカルの確保について（診療看護師も含む）。

病院経営には医師や看護師に加え、診療放射線技師や理学療法士などコメディカルの確保が必要だと考えます。

地域によっては医師の確保などに苦労していると聞きますが、市立病院の今後の医師、診療看護師、英語ではナース・プラクティショナーを含めたコメディカルの確保について伺います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 今後の医師、コメディカルの確保についてでございますが、医師につきましては現在、常勤医師7名、そのうち2名が市立病院の正職員医師、5名が筑波大学からの派遣医師でございます。正職員医師の確保は長年の課題でありましたが、今年6月に1名採用することができました。これにより、医師については、現在のところ充足しているものと考えております。

看護師及び診療放射線技師などのコメディカルは、非常勤を含めると47名、外来、入院、在宅医療などの対応に当たっております。令和6年度は、看護師1名、作業療法士1名を採用しているところでございます。職員の確保につきましては、業務量や必要性などを見極めながら適正に採用をしているところでございます。

なお、診療看護師につきましては、診療看護師になるために看護師として5年以上の実務経験を有し、かつ大学院の修士課程を修了して資格認定試験に合格する必要があることから、現在採用は考えてございません。しかしながら、看護師のスキルアップのため、日

頃からの実務や研修、県立中央病院との人事交流を行うなど、技術の向上を含めた人材の育成に努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 医師不足と言われ、なかなか見つからない状況の中、市立病院では新たに医師1名を正職員として採用できたことは、医療の安定につながる素晴らしい実績だと思います。そして、医師は現在、筑波大学からの派遣もあり、充足しているということが分かりました。医師やナース・プラクティショナーの指示を受けずに、一定レベルの診療や治療などを行うことができるプラクティカル・ナースなどもいたらいいなと私は思っています。

さて、先ほど申し上げたように、高度な医療機器を導入するためには、今後、医療機器のスペシャリストとして臨床工学士やIT技術者も採用すべきだと思うのですが、病院の見解を伺います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 現在の市立病院の医療機器につきましては、現職員で十分対応できるものであり、今のところ高度な医療機器の導入予定はないことから、現在のところ臨床工学技士やIT技術者の採用は考えておりません。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） では、将来的に臨床工学者やIT技術者が必要となれば、ぜひ採用していただきたいと思います。レントゲンもたくさんの医師が見ていると、中には見落としが出る可能性もあるので、専門の放射線診断医として画像診断士やAIを搭載した診断機も将来的にはよいと思います。

さて、先ほどの答弁の中で、診療看護師については現在採用を考えていないということですが、市内にある茨城県立中央看護専門学校では、看護学科3年課程を2026年度から修業年限を1年延長し、4年制とすると聞いています。これは、看護師の養成に当たり、高齢化や在宅医療の広がりなどに対応するための必要な単位数が増えていることから、実習時間が長く確保するなど教育内容を充実させるためと県は言っています。

市立病院と看護学校の関係性や4年制になることの影響があるか、お尋ねいたします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 茨城県立中央看護専門学校との関係性でございますが、市立病院では看護学科からの実習生の受入れを行っております。年度により人数の変動はございますが、1年生の体験実習として5日間程度、また3年生を6日間受け入れ、患者を受け持ち、ケアから疾患の理解まで学んでいただいているところでございます。訪問看護ステーションにおいても実習生を受け入れ、9日間の訪問看護の実習を行っているところでございます。

なお、現在、市立病院には9名の卒業生が看護師として勤務をしているところでござい

ます。

また、3年制課程が4年制課程になることについて、特に病院側としては変化は今のところございませんが、実習時間を増やすことは看護師の実践力の向上につながると考えており、医療全体のレベルアップになると思っております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） せっかく市内に看護学校があるのですから、もっと活用すべきではないかと思しますので、今後も連携を取ってってもらいたいと強く要望いたします。

小項目③高度医療機器について。

先ほどから申しております高度な医療機器の導入ですが、県立中央病院では「ダビンチ」という手術をサポートするロボットを導入しています。ダビンチは、これまで内視鏡手術にロボットの機能を組み合わせて発展させたもので、内視鏡カメラとアームを挿入し3Dモニターを見ながら遠隔操作で装置を動かすと、その手の動きがコンピューターを通してロボットに忠実に伝わり、手術器具が連動して手術を行うものですが、市立病院にもこのような医療機器があればよいと思っております。また、ダビンチと同じ性能である日本製のメディカロイドが開発した「hinotori」などもあります。

そこで、高度医療機器の導入について質問いたします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 高度医療機器についてでございますが、ダビンチ等の高度な医療機器は二次救急や三次救急の大規模な病院において整備されるものであり、市立病院は一次救急の病院ですので、高度な医療機器はないというところでございます。

しかし、一次救急として必要なCT、内視鏡システム、超音波診断装置などの医療機器を整備しているところでございます。そのほか、MRIが必要とされる場合には、こころの医療センターと連携を取り、診断に当たっております。

市立病院では外科などの診療科がなく、重篤な症状の患者に対する手術は行っておりませんので、必要に応じて専門医のいる医療機関を紹介し、患者それぞれの状態に合わせて地域医療を推進しているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 市立病院が一次救急病院で、必要な医療機器を整備しているということですので、現状では導入する状況ではないのかもしれませんが、ぜひいろいろな医療機器を積極的に活用していただきたいと思いますので、今後状況が変われば検討をお願いいたします。

次に、小項目④市民健康増進の強化について。

高齢化社会を迎えた中、いつまでも元気で生活するためには、市民の健康増進を強化すべきと考えます。

市立病院の取組についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 市民健康増進の強化についてということでございますが、市立病院といたしましては、市民の健康増進というより、予防医療の観点からその取組として特定健診の推進と生活習慣病予防に努めるとともに、定期接種をはじめ新型コロナウイルス予防接種やインフルエンザなど各種予防接種を実施しております。また、専門外来としてプレコンセプションケア健診や減酒・禁煙外来、物忘れ外来など、独自の診察を行っております。予防医療の患者数といたしましては、令和5年度で、減酒外来が延べ112人、禁煙外来が延べ45人、物忘れ外来が延べ75人となっております。

また、地域医療センターかさまの事業といたしまして、市立病院健康医療政策課及び地域包括支援センターが連携し、医師による健康づくりのための講演会や体験型の健康教室など、メディカルカフェを年4回実施しております、市民の健康増進に努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 市立病院は診察や治療を行うだけではなく、予防医療にも力を入れていることが、市民の健康につながる取組をしていることが分かりました。ぜひ、市民の健康増進に努め、健康年齢を上げてほしいです。

小項目①から④の質問をしましたが、デメリットはいいですが、局長のメリットのエトセトラの考えを、木村事務局長の市立病院の将来の夢と希望を自由に発言していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 私の将来の夢、希望ということで、ニュアンス的に違うかもしれませんが、笠間市内には県立中央病院がございます。診療科36科、病床数500床の大規模な総合病院で、笠間市内だけでなく水戸地域医療圏の中核病院でございまして、二次救急指定医療機関として高度な医療を担っていただいているところでございます。この高度な医療を担う病院が市内にあるということは非常に大事なことで、笠間市の強みにもなっていると私は考えております。

県立中央病院との連携は、笠間市としても非常に重要なことであろうと考えてございます。現在、市立病院、県立中央病院を中心とした地域の医療機関と連携し、それぞれの医療機関の機能と役割を果たし、限られた医療資源を活用して切れ目のない医療連携に取り組んでいるわけですが、将来的にもこの関係性というのは変わることがないものと考えております。市立病院は回復期の病院でございまして、県立中央病院等の急性期の病院から症状の安定した患者を受け入れ、御家庭等にお戻りいただくための役割というものも担っております。

私といたしましては、これまで答弁の中でも触れましたが、市立病院が高度な医療機器を導入し高度な医療を行うのではなく、市内に県立中央病院があるというメリットを生か

しまして、市の病院として医療DXを推進しながら今後も地域に密着した医療を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ありがとうございます。

最後に、私の希望を申し上げますと、冒頭より申し上げたように、私は市立病院をかかりつけ医として初期診療から高度な医療までを行えるような病院になってほしいと思っています。

また、メディカルスクールがあり、医学生や看護師、コメディカルが笠間市に育つとよいと思います。笠間市の人口も増えるのではないかと私は思っています。人口が増える根拠は、学生たちが大学等で都心部に流れていて、茨城県県央地区の個人資産が年間で750億円都心部に流出しているのが現状であることで、笠間市、ましてや茨城県中央地区で学べる場所の確保があれば、そのまま笠間市に住む確率は倍増するのではないかと考えております。

それと、市立病院の隣に、専門の検査機関があったりするとよいと思います。国がいろいろな方針を出しておりますが、それにあまりとらわれずにいったほうが、地域密着型になるような気がします。そうすると、より一層地域密着型の市立病院に生まれ変わると思います。

すぐに実現するのは難しいことであると理解しておりますので、答弁は要りませんが、6月の定例会のときにも申し上げました公共施設と医療機関をデジタルでつなぐコマンドセンター、データフリーウェイ、データセンターをも含まれ、高度な医療を提供できる医療機関となるよう意見を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大関久義君） 12番田村泰之君の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番林田美代子君の発言を許可いたします。

林田美代子君。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番日本共産党の林田美代子です。議長の許可が下りましたので、通告に従い一問一答方式で質問いたします。

最初に、大項目1、子どもの権利を守るために、公費負担の拡充と無償化をについて質問いたします。

憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする」とありますが、現実には授業料、教科

書、そしてタブレット等以外は保護者負担となっています。笠間市は独自に、ランドセルの現物支給、中学生の制服購入費及び学校給食の一部などに公的助成を実施し、大変歓迎されています。しかし、まだまだ保護者の負担が多く、公費負担の拡充が求められています。このことは、第2期笠間市教育振興基本計画のアンケート結果、教職員の職務の中で感じる課題に対して、半数以上の教職員が家庭環境や経済状況などによる児童生徒の教育格差を挙げていること、保護者が家庭教育で困っていることには、2割近い人が子どもの教育費の負担に不安を感じると答えていることから裏づけができると思います。

そこで、小項目①、文部科学省の令和4年度の調査結果では、小中学校における長期欠席者の中に経済的理由が原因の児童生徒がいることが報告されていますが、笠間公立小中学校、義務教育学校で経済的理由による長期欠席者の現状はどのようなになっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

経済的理由による長期欠席者の現状でございますが、御質問の長期欠席者とは国の規定では年間30日以上学校を欠席する不登校の児童生徒を指しますが、本市においては、この中に経済的理由による欠席者はおりません。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 長期欠席の児童生徒はいないということですが、大変いいことだと思います。笠間市の就学援助金支給制度が児童生徒の長期欠席を防いでおり、これからは長期欠席児童生徒が生まれないよう取り組まなければならないと思います。

しかし、欠席日数が30日未満の子どもの存在はどのようなになっているのか、気になります。このことから、所得制限なしの就学援助費支給制度の実施の必要性が分かります。

次に、小項目②に移ります。笠間市において小学校6年間、中学校3年間で、令和5年度の教育費の一人平均保護者負担額はそれぞれ幾らになっていますか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 児童生徒1人当たりの保護者負担の平均額でございますが、笠間市のデータはございませんので、文部科学省が公表しております令和3年度のデータが最新となりますが、この全国の平均金額で答弁させていただきます。小学校の平均金額は6年間合計で35万2,566円、中学校3年間の合計は53万8,799円となっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市の平均が分からないのが残念でございます。笠間市はランドセル、制服など公費負担を実施していますが、それも保護者の教育費負担の大きさに驚いています。若い人が子どもを2人、3人と持つどころか、結婚の意欲さえ失うのではないかと危惧されます。少子化対策として、子育て支援としても教育費の思い切った公費負担が求められています。また、教育費が年々算出されていないということは、先ほど

も言いましたけれども、すごく残念なことだと思いますけれども、次に移ります。

小項目③に移ります。市立小中高、義務教育学校において制服などの多くのものが指定品として使用されています。そのうち、笠間市ではランドセルや中学生の制服など公費負担になっています。

指定品にはどのようなものがあるか、指定する理由は何か、公費負担のものは何か、具体的にお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 指定品の品目と指定する理由及び公費負担のものについて、それぞれ答弁いたします。

まず、指定品の品目は、制服やジャージ、スクールバッグ、上履き、体育館シューズなどが挙げられますが、各学校によって指定品の品目は様々でございます。

次に、指定する理由でございますが、一つ目は指定品はその機能性や安全性が考慮されていること、二つ目は同じものを着用することで児童生徒間の所属感や仲間意識を育むこと、三つ目は校外活動など様々な場面において、どこの学校の児童生徒であるか視認性が確保されることなどでございます。例えば、自由選択とした場合、派手な服装になったり、機能性に欠けるものを使用することも想定され、またその違いからいじめなどの問題行動につながることも懸念されるため、指定としております。

なお、指定品である制服につきましては、生徒会が中心となり提案したデザインやジェンダーフリーを考慮した制服を新たに採用し、男女の区別なくズボンを着用している学校もございます。

次に、公費負担のものでございますが、指定品につきましては、基本的に個人が使用するものであるため保護者負担としておりますが、生活困窮などにより支援を必要とする世帯に対しましては、就学援助制度により公費負担で支援しております。また、本市独自の取組としまして、議員からございましたが、中学校へ進学する際の制服購入費などの一部助成として1人当たり3万円の支援のほか、高校へ進学する際の生活応援助成金として1人当たり5万円を公費負担で支援しているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 指定品の多さに驚きます。指定品を一律に強制することは、子どもの思想、良心の自由、これは憲法第19条、自己決定権、憲法第13条を侵害しかねます。指定品にする理由、必要性、保護者の経済的負担を改めて検討していただきたいと思います。指定しない理由もメリットも分かりましたけれども、改めて見直しをお願いしたいと思います。

次に、小項目④に移ります。算数セットや補助教材のコピー紙、実習実験器材など、消耗品のうち公費負担になっているものはどのようなものがあるか。

また、私は経験いたしましたけれども、6年間の間にあまり使わないものがあつたかな

と思ったりいたします。セットで購入した教材の中にあまり使われなかったなというものも購入していないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 学校で使用する補助教材、いわゆる副教材にはノートやドリルなどが挙げられますが、個人が使用するものであるため、保護者負担で購入いただいております。一方、学校全体で共用するコピー用紙やトイレットペーパー、シャボネットなどの消耗品は、公費負担で購入しております。この副教材と消耗品は、いずれも学校生活を送る上で必要なものを購入しているところでございます。

なお、副教材の品目の中には、鍵盤ハーモニカや算数セットなど使用頻度の少ない品目は、兄弟のお下がりなどを使用できる場合もございますので、購入を希望制としている品目もございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ほとんどのものが保護者負担になっています。また、教材が教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨に従っているかどうか毎年調べて、使わないものは購入しないなど、無駄をなくしていただきたいと思います。また、学校教育法第5条で、学校の経費は設置者が負担するとなっています。費用の負担はしっかり見直していただきたいと思います。

次に、小項目⑤に移ります。教育は、子どもの権利、保障の一環として実施されています。また、第2期笠間市教育振興基本計画は、未来を担う子どもたちが、人のため、社会のために役立つ人をつくるための学校教育とうたっています。そうであるならば、教育の利益を受けるのは、社会、国民全体でその費用を負担するのは、つまり国民です。税金です。公費負担でなければなりません。

笠間市では教育費を公費負担にするか保護者負担にするか、その判断基準がどのようになっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公費負担と保護者負担を判断する基準でございますが、教育費における区分は何を購入するかではなく、何のために購入するかにより判断しております。公立学校の光熱水費や修繕費など運営に係る経費や、学校、学年など全体で共用する消耗品や校外学習のためのバス借上料などは、公立学校の設置者である笠間市が負担しております。

これに対し、基本的に個人が使用するものや成果物が還元されるもの、例えば副教材費や給食費のほか、PTA会費や児童生徒会費などの諸会計は、保護者に負担していただいております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 国などから教育費の公費負担を全て使い、さらに拡充を国に

求めて、予算が足りない状態を解消していただきたいと思います。また、受益者負担という考えで何十年も前から言われていることですが、教育の意味、公益性を十分に理解していただきたいと思います。

次に、小項目⑥に移ります。補助教材費の選択決定に当たっては、公平性、公正性、透明性及び競争性が求められ、ガイドラインを作成し、厳しく運営している実態も見られます。保護者の経済的負担が過重にならないようという文部科学省の通達も出されています。

指定品や教材の購入価格を下げるために、競争の原理を導入することが求められると思います。現在、笠間市ではどのように対応しているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 教材の購入価格を下げるために「競争原理」をとの質問でございますが、学校は指定品を取り扱う地域と密着した小売店の情報を保護者に提供し、保護者はその中からお店を選んで購入いただいております。

また、学校で使用する副教材のうち、ドリルなどの図書類は再販売価格維持制度により定価で販売することとされているため、価格を下げることはできませんが、各学校において内容と価格を精査し、児童生徒にとってよりよいものを選択し購入しているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） これからも保護者や市民の理解が得られるような運用をしていただきたいと思います。

次に、小項目⑦に移ります。これまで教育費について質問してきましたが、特に中学生の制服は買換えを含めて完全に公費負担にすること、また学校が中心になって制服のリニューアル制を取り入れること、絵画セットなどの学習指導要領で定められた授業で使う教材は共用化し公費負担を進めること、使わないものは購入しないこと、できるだけ安い価格で購入すること、紙類、実験材料などの消耗品など学校運営の授業で使う材料は公費で賄うことなど、公費負担を拡充すること、そして無償化を進めることを求めます。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 公費負担の拡充・無償化の検討でございますが、義務教育の無償の範囲につきましては、判例や法令により、授業料と教科書の二つと理解しております。

また、教育費における公費負担と保護者負担の区分は、先ほども答弁させていただきましたが、何を購入するかではなく、何のために購入するかにより判断しているため、個人が使用するものは保護者に負担していただいておりますが、一方、市では教育費における保護者負担の軽減を目的として、所得が少ない世帯への就学援助制度による支援のほか、多子世帯への第3子以降学校給食費免除については今年度から兄弟の対象年齢を18歳まで

引き上げる拡充をするなど、様々な支援を行っているところです。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 市でも努力しているということは理解できました。これから公費負担に向かって、どうぞよろしくお願いいたします。

国際人権規約の社会権規約第13条2（b）及び（c）では、中等教育及び高等教育の機会均等と漸進的無償教育の導入を定めています。日本は、2012年9月11日にこの規定の留保を撤回しました。条約上の義務となりました。従って、教育無償化は、高等教育までは政府の憲法上の義務になっています。法的に教育無償を禁止する根拠はありません。このような立場で地方自治体も独自に無償化を進めつつ、政府に予算措置を要求していただきたいと思います。

次に、小項目⑧に移ります。これまでも述べてきましたが、義務教育の無償化の立場から見て、スクールバス料金の保護者負担は理解ができません。地域の少子化や人口減少にもつながります。

子育てを支援するためにも、無償化を実現するよう求めます。御見解をお伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） スクールバス料金の無償化でございますが、スクールバスの料金につきまして、市では、所得状況による利用料減免のほか、距離や学年、複数利用世帯、片道利用者に対する利用料減額などの負担軽減を行っているところです。また、スクールバスのない学区の児童の中には、スクールバスの利用が有料となる児童と同様に、通学距離が4キロ未満かつ有料の路線バスを利用して通学している児童もいるため、公平性や受益者負担の原則から、スクールバスの利用料は無償化ではなく、応分の負担をいただくことが適当であると考えております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 現状のままということですが、見直してはいけない理由はありません。有料になるキロ数とか、同一世帯のことを挙げていただきましたけれども、公費負担の充実検討をさらに求めていきたいと思います。

今回は、修学旅行などの校外活動や部活動に触れませんでした。最近のニュースで、修学旅行の全額公費負担という実態が報じられました。笠間市でも修学旅行の実施については、内容などを保護者参加の下で根本的な見直しをする必要があるのではないかと思います。

以上、大項目1を終わりにします。

次に、大項目2、誰にもやさしい歩道環境の整備をに移ります。

1970年代に自家用自動車が急増しましたが、自動車の普及は、産業の発展、社会発展になくてはならないものだと思います。その反面、交通事故の増加、大気汚染、気候危機、騒音問題など、私たちの生活に大きなマイナスの影響を与え、公共交通の撤退もつながっ

ています。

道路は自動車の増加に対応して改善、整備が進みましたが、どうしても車中心になり、歩行者や自転車、車椅子利用などのいわゆる交通弱者、歩行弱者が片隅に追いやられているということを否定できません。交通事故は、このような道路環境から生まれていると思います。これからは、誰にでも優しい歩道環境の整備にも力を注いでいくことが必要だと思います。

今回は、介護予防のリハビリ中や自転車利用などの高齢者、いわゆる交通弱者、歩行弱者の方からの要望、意見を基に質問をいたします。

最初に、小項目①中学生の自転車及び高齢者の令和3年度から令和5年度の交通事故発生件数の現状について伺います。各年度の特徴や事故原因などについてお答えいただければ幸いです。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

中学生の自転車及び高齢者の令和3年から令和5年の交通事故発生件数の現状についてでございますが、笠間警察署によりますと、市内中学生の自転車事故につきましては、令和3年が1件、令和4年が4件、令和5年が5件で、その事故の形態といたしましては、自動車との事故が9件、バイクとの事故が1件であり、いずれも事故のけがの程度は軽症となっております。なお、事故の状況といたしましては、出会い頭ということになっております。

また、市内高齢者の交通事故発生件数は、令和3年が69件、令和4年が67件、令和5年は55件で、令和5年につきましては2名の方がお亡くなりになっており、いずれも夕暮れ時に横断中に自動車にはねられたものとなっております。高齢者事故件数の現状は緩やかではございますが、減少傾向となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 中学生の自転車や高齢者の事故がなかなか減少していかないことは、残念なことです。路線バスの撤退により、中学生が遠距離の自転車通学を余儀なくされていることも、事故につながっているのではないかと思います。また、小学生でも自転車通学の事故の状況はどうなっているのでしょうか、気になるところです。原因を調べて、公共交通機関の復活、信号機の改善、対策を見直し、事故減少に向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか。

次に、小項目②に移ります。「第11次笠間市交通安全計画」によって、笠間市は令和3年度から令和7年度までの計画を道路交通事故減少に向けて取り組んでおります。その計画の第3節の2、これからの取り組みの中に、歩行者空間のユニバーサルデザインを推進することを掲げています。これは、交通弱者のための歩行道路環境の整備にとって、とても重要です。目標達成のために積極的に取り組む姿勢が感じられます。特に注目しており

ます。

そこで、歩行者空間のユニバーサルデザイン化について、これまで具体的に取組状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 林田議員の歩行者空間の具体的な取組についてお答えしたいと思います。

本市におきましては、高齢者などの生活空間の環境を改善し社会参加を進めるために、公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの意識啓発を図り、誰もが暮らしやすい安心・安全なまちづくりを進めているところでございます。

このような中、平成18年に施行されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法に基づきまして、年齢、性別、文化に関係なく全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指し、質の高い歩行空間の確保を目指し、整備を進めているところでございます。

具体的な整備とのお話でございますが、まず具体的な整備につきましては二つございまして、歩道整備と無電柱化整備がございまして、歩道整備につきましては歩道の高さです。段差の解消や舗装面の勾配を縦方向と横方向を緩やかにする、車椅子等の利用者に配慮してそういう整備を行っているのですが、そういうことに配慮しまして、現在、笠間の旧355のところとか、あと平町、下郷地区において、歩道整備を実施しているところでございます。また、無電柱化整備につきましても、防災機能強化や良好な景観の創出のほか、歩行空間の確保による車椅子利用者や高齢者等の移動がしやすくなるようなことに配慮いたしまして、現在、JR友部駅南口の駅前地区において、茨城県と電線管理者と共同で整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 大変詳しく答弁いただきましたが、新しい整備する道路については、歩行者空間のユニバーサルデザイン化を進め、これからも改善していただきたいと思います。しかし、現在の道路の現状を見ますと、建設してから時間の経過した歩道や歩道環境はなかなか改善されていません。さらに老朽化が進んでいます。誰にも優しい歩道環境から遠のいてはいませんか、危惧されます。

次に、小項目③に移ります。行政区を越えて広範囲に見られることですが、歩道や歩道環境を見ますと、老朽化が進んだまま改善されずに放置されて、利用する方に大変危険な箇所が見られます。例えば、先ほども出ましたけれども、歩道の凸凹や段差、点字ブロックの破損、側溝との段差、つまずきやすい高齢者の転倒につながる恐れがあります。車椅子、シルバーカー等のスムーズな移動が妨げられ、自転車の転倒にもつながる恐れがあります。道の中に標識が立っている歩道も見られます。

また、縁石線は色が同じで、路面との区別がつきにくい箇所や草に覆われてその存在が分かりにくいものも多く見られます。さらに、縁石に取り付けられている黄色の反射盤では反射しなくなったもの、取付け位置に統一性がないものも多く見られ、特に切り開いた部分の縁石の構造がまちまちで、切り開き位置が分かりにくくなっているものが目につきます。これら縁石線は、夕暮れから夜間にかけて自転車、自動車には見えにくい事故につながる恐れがあり、危惧されます。また、縁石線もない狭い道路では、車道と路側帯の新しい境界線が、摩耗で経年劣化によって薄くなったり消失したりしている箇所もかなり見受けられ、危険です。

以上、限られた範囲で気づくことが、歩道や歩道環境の老朽化が進み、歩行弱者、交通弱者には危険な状態です。今後、問題意識を持って点検し、改修計画を立て、誰にもやさしい歩道環境にするために取り組まれることを要望します。見解をお伺いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 11番林田議員の御質問にお答えします。

誰にも優しい歩道にするために点検、改修をとの御質問でございますが、歩道の日常的な点検、改修につきましては、道路維持業務におけるパトロールや、市へ寄せられる修繕等の区長要望や利用者からの情報提供により現地を確認し、その破損状況により、簡易であれば職員自らが修繕し、職員ができない場合においては業者のほうへ修繕を依頼して実施しているところでございます。

しかしながら、笠間市の市道管理延長は約1,491キロメートルあり、そのうち歩道につきましては約117キロメートルもあることから、先ほど申し上げました、区長要望や利用者からの情報提供につきましても、令和5年度実績で道路に関するものだけでも約900件にも上っていることから、緊急性の高い箇所などを優先して修繕や改修等を行っているところでございます。そのような中でも、学校や病院周辺などの交通支援が必要な方が多く利用する場所につきましては、先ほどおっしゃいました、縁石の着色や段差の解消、あと白線の消失、点字ブロックの破損などの状況につきまして特に注意を払い、管理を行っているところでございます。

いずれにしても、今後市民の皆様が安全で快適な歩道空間の確保ができるよう、今後も点検、改修に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 驚いたことが一つございました。何キロあるのかと。道路が。私、お粗末でしたけれども、考えたことがございません。1,491キロメートル、すごい数字だと思って驚きました。これを円滑に整備、歩行、そして次の新しい子どもたちにバトンタッチしていく、行政の本当に大変なお仕事だなと感心したことも一つございました。私が無気なく通っている車道、そして毎日生活している車とか、そういうことを再認識することができました。ありがとうございました。

ただし、それはそれとして、令和５年度、900件もの皆さんの緊急なことが出てきて、学校、病院の周辺はいいと思いますけれども、もっとそれ以外の危険な場所があるかと思っています。ぜひ、そういうところにも気をつけていただきたいと思います。

歩行者、交通弱者に優しい、安全・安心なユニバーサルデザインの歩道や道路になるように管理、改善を続けていただくことを改めてお願いして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

次に、８番内桶克之君の発言を許可いたします。

〔８番 内桶克之君登壇〕

○８番（内桶克之君） ８番かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

議長に、パネル許可をお願いしたいのですが、よろしいですか。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○８番（内桶克之君） ありがとうございます。

今回の質問は、行政区・地域コミュニティ活動の推進について、それと生涯活躍のまち（笠間版ＣＣＲＣ）についての大項目二つをします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、大項目１、行政区・地域コミュニティ活動の促進についてに入ります。

行政区の加入促進については、令和４年度に笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例を制定し、加入促進を行っています。また、地域コミュニティ活動とあわせてＮＰＯ法人などの市民活動への支援を行っていますが、地域では様々な課題を抱え、地域の方々ができるだけ解決できるよう支援することが行政の役割であると感じています。

そこで、条例を施行後の取組と地域コミュニティ活動について伺います。

パネル展示をしたいのですが、皆さんのところにはタブレットの中に資料１として入っております。これは、行政区加入の手引の中の加入の状況が載っているのですが、その推移を載っているものが掲載されております。これは、世帯数の割合であって、加入の状況です。平成27年度から、全体、笠間地区、友部地区、岩間地区が載っております。

令和４年度に条例が施行されて令和５年度、令和６年度と２年間たちますが、世帯数から見ると、同じような状況が続いている、つまり減少が続いているということですが、この加入の世帯については、世帯の理由の中で世帯分離というのがあって、人口は減っているのですが世帯がどんどん増えています。今現在、８月１日現在で、３万を超えて世帯が笠間市はあって、分母が増えているので、どうしても世帯数でやると減少傾向になってしまうと。

行政区の中では、世帯分離をしても戸数で入っていると思うので、この表を掲載するのがどうなのかなと私は疑問に思っているのですが、加入の促進の手引の中に書いているということが適正なのかということもあるので、今後見直しもしていただきたいなと思って

おります。

まず、そういうことを踏まえて、小項目①です。条例施行後の行政区加入の取組みについて伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 内桶議員の御質問にお答えいたします。

条例施行後の行政区加入の取組についてとの御質問でございますが、促進条例を令和4年7月1日に施行をし、その後、市では行政区の加入のための事業といたしまして、令和4年度においては、住宅関連業者への行政区の重要性を理解していただき、行政区加入の説明や仲介時、販売時などに行政区加入促進チラシの配布を依頼しております。また、区長対象としたアンケートを行う、また大学教授や区長会役員、社会福祉協議会や市内不動産事業者を交えた笠間市行政区の在り方検討委員会を設置し、行政区役員の担い手不足やアパート居住者の未加入などについての様々な課題を検討したところでございます。令和5年度からは、行政区加入促進アドバイザーを行政区へ派遣し、区長や役員から行政区で抱えている課題に対する意見を伺い、各行政区の問題解決に向けた支援や行政区や自治会の役割、また行政区へ加入しやすい体制づくりの支援などに取り組んでいるところでございます。

今、加入率のパネルを見せていただいたところでございますが、議員おっしゃるとおり、世帯数で割りますと、先ほどのとおり、合併後18.48%ほど減少しております。そちら、行政区加入世帯、議員からおっしゃっていただいた戸で見ている、世帯で見っていきますと、合併後に1,785世帯が減少となっております、約7.59%の減少ということとなっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そうですね。今まで条例施行後、行政区の在り方検討委員会で検討してきたということで、それぞれ対応していると思いますが、世帯数で見るとというのが、そこがやはり違うのではないかと思いますので、そこをしっかりと違うやり方、つまり昨年行政区で何件か入っていると、世帯数で数えているのか、戸数で数えているのか、恐らく戸数になってしまうのだと思うのですけれども、そうするとそこで脱退した人たちと加入した人たちがどのくらいがあったということの把握が一番大切なのかなと私は思っていて、その部分で数字を捉えていったほうがいいのかと思います。行政区の中でのアパートとかの問題もあるので、そこはそこで課題を整理していくということが大事なのかなと思います。

行政区加入に当たりまして、先ほど話がありましたが、行政区と自治会、町内会とも言うのかな、その役割の違いについて、区長も分かっていない方もいると思うのですが、そこは説明をしているのですか。その役割についてです。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区と自治会、町内会の説明という御質問でございますが、市では、年度当初に開催しております新任区長説明会でありますとか、また先ほども申し上げましたが、行政区加入促進アドバイザーの派遣時に、地域に対しまして行政区と自治会組織のそれぞれの役割が違うことなどを明確にして運営していくべきというようなことにつしまして、説明をさせていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 先ほど行政区支援のアドバイザーと言っていましたが、アドバイザーというのはどういう人たちになるのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） アドバイザーでございますが、1名ずつ、令和5年度も1名、令和6年度も1名でございますして、市のOBの職員がやっているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。

この手引、マニュアルの中にも行政区の加入というところでは書いてあるのですが、その役割、つまり行政区と、メリットとか書いてありますが、自治会の違いが載っていないのです、違いというのが。つまり、行政区の課題解決に向けた中では自治会と行政区の違いというのを説明しているのですが、その説明の中で、例えば防犯灯の事務は行政区の事務ですよ、きっと。区費を集めるとか、区費と言っているところ、自治会費と言っているところがあると思うのですが、それというのは自治会の仕事ですよ。

ですから、そこは明確というか、自治会イコール行政区が多いのですけれども、そこはやはり役割の中で明確にすべきだと思うのですけれども、そこら辺はマニュアルの中での掲載はするつもりはないということですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区と自治会の役割の違いにつしましては、今までも答弁させていただいているところでございますが、今のような各一つ一つの事業においては、補助対象が行政区であったり地域であったりとか、それによりまして、行政区が自治会費として集めるべきもの、ただ財産としては行政区が持っているものなど、非常に一つ一つ違っている部分がございます。そういったものについて、ただ行政区につしましては中間組織として情報の提供やそういったところに特化していただきまして、そこは自治会のものとしての活動ができるような形で説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そこをよく理解してもらった上での加入促進になるのかなと思います。

それでは小項目①を終わりました、小項目②に移ります。いろいろ取組をやった後の成果についてですが、先ほど転入者への加入促進とか、行政区の在り方検討委員会とか、そ

ういう取組をしているということなので、まず転入者への加入促進の成果についてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 転入者への行政区加入の成果といたしまして、転入者の行政区加入の手続きでございますが、まず市役所の窓口で行政区に加入していただくため、区加入の説明、またそれと同時に加入促進のチラシを配布しております。また、転入者に対しまして区長の連絡先をお伝えいたしまして、転入者が区長と連絡を取っていただきまして行政区に加入をしていただいているというところでございます。この手続きで加入していただいている方が多いと思われませんが、同時に配布しております行政区加入促進チラシを活用いたしまして、令和4年から令和6年までの間に49件の加入がございました。これにより転入者がはがきを出すことで、簡潔に行政区へ加入できたというようなことも成果の一つであると考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 条例施行後、こういう手続きをやりながらということで、区長との連携です。あとは、引っ越したときの窓口の行政区の説明と加入の促進です。それを併せてやることによって二重効果があるのかなと思うので、いろいろやっていて課題も出てくると思うのですが、そこは適宜直しながらやっていただきたいと思います。

二つ目として、住宅関連業者への協力依頼ということで、その成果についてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 住宅関連業者へとなりますと、開発事業の開始前に地域の区長と住宅購入者が行政区へ加入できるように、まず話し合いをしていただいております。その後に、住宅購入者に対しましても、購入の時点で説明、また購入後にその地域の行政区に加入いただくことを御説明いただくように協力を要請しているところでございます。

その結果でございますが、この近隣でいきますと、大沢地区でありますとか青葉町地区などの分譲地など多くの分譲地で、入居時から行政区へ加入するというような成果が出てきております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そうですね。友部地区などは住宅開発で不動産会社が分譲するというのが多いので、その時点でのお願いをしていくということで、開発業者からの依頼、それと行政からの依頼、購入した人たちにも事前に依頼が行っているということで、それも成果の一つかなと思います。

それでは最後に、行政区の在り方検討委員会です。どのような検討をされたのか、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区の在り方検討委員会で検討した内容でございますが、まず一つに、行政区に加入するメリットを明確に挙げていくべきだろうというようなことの議論、またアパートなどの未加入者への加入促進、高齢者、独居世帯など参加することが難しい世帯の取扱い、またごみ集積所や防犯灯などの問題、各種募金の取扱いの問題、消防団や神社、地区集会所の集金や高額な入会金の問題など、様々な問題につきまして議論したところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今挙げたのが課題になっているところを検討していくということで、今後の方向性とか提言とか出されているのですけれども、その提言に基づいて対応していくようになるということで、対応策については行政のほうでいろいろ考えていくということになると思いますが、そのような課題抽出と今後の方向性みたいな形で検討委員会がされたのかなと思っております。

それでは、それも関連しますので小項目②を終わります、小項目③です。行政区加入のための課題について、先ほど検討委員会では課題が挙げられたということで、同じような内容になってしまいますが、課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 課題とその対応といえますか、それについてお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどの行政区に加入するメリットということで、顔の見える関係により、災害時などの助け合いや住みやすい環境になることなどを明らかにするとともに、メリットにこだわるのではなく、地域課題を皆で解決し、安心して快適に暮らせる地域づくりを進めることが大切だということを前面に周知していったほしいなどということ、その中で出されているところでございます。

また、アパートの未加入者への加入促進でございますが、市からの情報を受けまして市に対しても要望いただくなどということを理解していただくことなどで、住宅関連事業者を通した加入促進をしているところでございます。また、高齢者や独居世代の参加が難しい世帯の取扱いといたしましては、行政区での負担を軽減し、脱退をされないように工夫しているというような行政区の例なども挙げまして、例えば清掃活動の免除でありますとか、役職や区費の減額などを行政区に提案をしているようなところでございます。

ごみの集積所や防犯灯の関係では一部しか加入していないことの不公平感などがあることをお伝えしたりとか、これは市のほうでも行っている部分でございますが、防犯灯の電気料金を市が負担することによりまして区への負担を軽減し、またこちらについては、区への交付金などの関係性ととも議論をさせていただいているところでございます。

各種の募金につきましては、募金の目的などを理解いただくということが重要であろうということで、募金を依頼している団体がその目的や用途などを十分に説明するように依頼をしているところでございます。集金の負担の軽減などについても、働きかけをしてい

るところでございます。

消防団や神社、地区集会所の集金や高額な入会金というものにつきましては、それぞれ行政区の事務ではなく、後援会や神社の責任、自治会や町内会で行うべきものであるということの説明、また加入金につきましては、加入金が原因で加入に至らないケースもあることなども説明し、分割納入や減額の負担軽減などの提案をさせていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） いろいろな課題があるのですが、私の目にとまったのが、加入に当たって高額な加入金があるというところがあるのです。これは、行政区の状況調査というのをアンケートでやっているのです。その調査は、令和5年1月に行っているということなのです。そのときに加入金の徴収についてということで、徴収しているというところは38%、徴収していないのが62%ということで、徴収していないところが多い中、その加入金の金額があまりにも違い過ぎがありまして、1万円未満とかが29%、1万円から2万円が23%、2万円から3万円が8%、3万円から5万円が15%、5万円から10万円が18%、10万円以上が7%あるということです。

後藤部長も行政区に加入していると思いますが、もし引っ越しをして10万円の加入金が発生したらどう思いますかという、まずそれに対してお答えいただけますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 加入金でございますが、その地区の考え方の部分によるところが大きいとは思いますが、個人的なお話になりますと、大きな負担であるかなと感じております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 先ほど加入金の中でも、集会所を持っているので、集会所の建設の整備費の負担金を取っているところが多いのです。そこでも最初、新しければ大きい金額になってきて、経過年数が過ぎると安くなるみたいな感じがあるのですけれども、その部分、多少は私もしようがないと思うのですけれども、その部分が大きいのかなと思っています。

それと、防犯灯の設置の費用の部分も取っているところがあるのだと思しまして、先ほどの表の中でいくと、46%取っているところが、集会所と変わらなく取っているようなところもあるので、その部分は市が助成金を出してやっていて、残りの分の負担金なのかなという感じなのですけれども、その行政区によって違いがあるので何とも言えないですが、そういうものが重なって大きくなるということなので、なくすというのは難しいかなと思うのですが、やはり加入促進に当たって軽減策を提案していくということで、先ほどもありましたが、軽減するときに減免するのか分割するのか分からないですが、事例の中でよい事例があれば紹介していくということが大事だと思うので、その点についてはもうやっ

ているのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 加入金につきましては、それぞれの行政区の考えによって徴収しているということは、議員おっしゃるとおりでございますので、市といたしましては、今アドバイザーを派遣している際に負担金の分割納入、また減額など負担軽減を行うための検討をお願いしているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） あともう一つ、対応が迫られているのが、地域の高齢世帯、高齢者が多くなって、特に独居世帯、単身世帯が多くなってきていて、高齢化によって班長の役職ができないとか、行事に参加できないから脱会をしたいのだという課題をよく私も聞くのですが、その課題に対しての対応というところで行くと軽減しかないのですけれども、そこら辺についての行政区への対応の仕方というのを教えてください。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） こちら繰り返しの答弁になってしまって大変恐縮ですが、高齢世帯や独居世帯を理由に、事業に参加できないからというようなことで退会されるという例があるというのは伺っております。

そういった場合、高齢世帯などにおいては清掃活動の免除や役員の免除などを行っている行政区がございますので、そういった例をお伝えするとともに、ある区ではアパートに入っている方、区には入っていただいています、また違う考え方で加入者というような見方をしているなどというような例もございますので、そういったことを我々ももう少し研究しまして御提案していければと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） いろいろな行政区がありまして、準会員とかそういう制度をつくっているところもあるということなので、どれがいいかはあれなんですけれども、やはり高齢化世帯が多くなっていると、どうしてもそういうものをつくっていかなければならない。でも、それによって行政区の活動が衰退していくということもあるので、なかなか難しいですが、そこら辺をうまく調整しながら指導していくということをお願いしたいと思います。

行政区はあるのですけれども、適正な規模というのはどのくらいになるのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 以前、行政のほうでそういうような検討をさせていただいたときに、合併やそれを見越した中で現実性のある数字といたしまして、30世帯から200世帯というような数字を出させていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 行政区の中でも、例えば10世帯台とかもあると思うのです。そう

いうところからの相談とかはあるのですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） こちらアドバイザーや我々職員もですが、小さな区長でありますとか、合併や統合などについて御提案をさせていただいたりとかというのは、過去から引き続きずっと続けているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 歴史的な経過からそのコミュニティーを維持していく、またそれを変えるというのは、結構、行政区の中でも難しいと思うのですが、行政区の機能を発揮するという意味合いではあまりにも少ないところは発揮できないということになるので、そこら辺も標準的な行政区の活動と世帯数、戸数です、そこら辺をうまく説明できるようにして、行政区の促進につながっていければいいなと思っております。

それでは小項目③を終わりました、小項目④に移りたいと思います。地域コミュニティ活動の支援について伺います。市では、市民活動助成金とかNPO団体などの市民活動の助成はしているのですが、コミュニティーに対して仕組みができてないのかなと思うのですが、支援について伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 地域コミュニティ活動の支援についての御質問でございますが、笠間市では地域コミュニティの基盤強化を図るため、地域集会所の建設・増改築の補助、防犯灯や防犯カメラの設置に対する補助、また地域防災力を強化するための地域防災組織育成助成事業やコミュニティ助成事業、公園維持管理に伴う報奨金や道路清掃・美化活動に伴う団体に対する助成など様々な分野において、地域コミュニティへの活動の支援を行っているところでございます。そのほか、自治会・町内会を含む市民団体が自主的に積極的なまちづくりや市民活動を促進することを目的に、先ほど議員からおっしゃっていただきました、まちづくり市民活動助成金の事業なども行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それぞれ個別の補助事業で、行政区の中、自治会の中の支援をしているということになると思いますが、ハード的な事業が中心であって、ソフト的な事業がなかなかできないかなと思っております。ソフト的な事業でいくと、私もやっておりますが、地域での道路里親のボランティアとかアダプト制度の活用とか、多面的機能といって、農政のほうでお金を出して河川の草刈りとかそういうのをやっていますが、なかなか地域コミュニティを高めるような活動への支援というのができてないのかなと思っております。

先ほどから、行政区の中とか自治会の中での地域コミュニティが大事ということで、顔が見えるというところで、災害時でもふだんから活動で参加していると、顔が見えてくるということで災害時も役に立つということなので、地域コミュニティに対しての助成があってもいいのかなと私は思っております。

これ地域の事例でいくと、行政区を超えてコミュニティーで運動会をしているところとか、例えば夏祭りが神社で行っているのですけれども、神社とはまた別に、そのときに多世代交流事業と一緒にやって、みんなが集まるときに集まってもらって地域の連帯感をとどめるとか、そういう事業をやっているところがあるのです。そういう事業に対しては、コミュニティ助成ということの金額とか支援がないわけですね。

そういう意味で行政区の中、行政が連携して行うものに対して検討してもいいのかなと思っているのですが、その点についてはどうですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今いただきました地域コミュニティ事業についての補助金ということで、先ほどNPOでありますとか、そういった団体のまちづくり市民助成金でございますが、本年度から自治会や町内会も含む市民団体のような地域の地縁団体が、そういった事業を行う、そういったところとの連携を含めたような形での提案なんかも認めるというような形で変更してきております。ただ、こちら3年間限定でありますとか様々な課題もございますので、そういったところも含めて研究が必要かなと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 連携となると、NPOが主体とか、自治会が主体になって連携しなればできないということになるので、自治会は自治会で個別の問題を抱えてやっておりますし、コミュニティーについては、コミュニティー活動をやるのに自治会だけでやる、NPOに手伝ってもらってやるということもあると思いますが、自治会同士の連携でできるということもあるので、そういうものも含めて解釈を拡大して、市民活動助成金の中に設けるか、または別に、コミュニティ助成ということで設けるかということで、これは自治会の中でのコミュニティーの高まりというのがやはり重要になってくるということで、どうしてもコロナ以後、集まることが少なくなっている。また、防災の組合なんかもできているのですが、なかなか活動しにくいという状況になってきているということの中で、やはりコミュニティーを高める活動が大事だと思うのです。ですから、ぜひ検討いただきたいと思います。

それでは、大項目1を終わりにしたいと思います。

○議長（大関久義君） 大項目2については、午後からやりたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後零時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番西山 猛君、19番大貫千尋君が退席しております。

引き続き、内桶克之君の一般質問を続けます。

○8番（内桶克之君） 午前中の質問で大項目1が終わっておりますので、大項目2から始めたいと思います。

大項目2、生涯活躍のまち（笠間版ＣＣＲＣ）についてに移ります。

生涯活躍のまち（笠間版ＣＣＲＣ）については、基本計画で人口減少、少子化、高齢化が進むまちづくりの中で「将来に希望をもち、安心を感じ、市内全体に波及する笠間暮らしを創出する」ということを理念として、「芸術」・「知的」・「健康」空間の構築をビジョンとするモデル居住空間の形成を目的として進めております。

基本計画ですが、基本計画の抜粋です。資料は、タブレットの中にあります。概要版の中に抜粋してあるのですが、先ほど言った基本理念がありまして、ビジョンとして「芸術」・「知的」・「健康」空間の構築、そして仕組みの波及としては、それらをビジョンとして形成されたＣＣＲＣ仕組みの市内への波及、住宅のほうは「環境型居住」の促進も置いております。取組として、笠間暮らしの可視化や充実した生活の条件整備、移住・二地域居住戦略の構築などが挙げられております。

基本計画の中でのお話ですが、実際に今ＣＣＲＣの住宅ができつつあるというところで、当初計画では、令和3年7月から分譲を開始して、令和4年6月までに全区画販売予定を目指して事業を行ってきておりますが、まだ販売完了には至ってない状況です。そこで、現在の状況と課題、今後の進め方について伺います。

小項目①現在の販売の状況について伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 8番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

現在の状況でございますが、販売区画20区画のうち、成約済みが15区画となっております。うち14区画は居住が開始されている状況でございます。残り1区画につきましても、本年9月末に物件が引き渡される予定となっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今の購入状況の中で、ＣＣＲＣの場合は移住、県外者が中心にということで進めてきたと思うのですが、購入者はどうなっているのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 直近の住居が市内の賃貸物件というケースもあるはあるのですけれども、15区画のうち、9世帯が市外からの転入者となっております、うち4世帯が県外からの転入者となっております。

また、構成であったり世代というのは、情報保護の観点から総数とさせていただきますが、30歳代から70歳代の方々が居住になっている状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 移住の推進もあるので、県外からということを中心にやってきているのかなと思うのですが、今ここまで15軒が売れて住み始めているということですが、

初めに想定した、どういう人が購入して、どういう年齢層なのかというところできくと、想定した違いは今のところあるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 国におきます移住施策との連動性もございますことから、もう少し、いわゆる転入者というものを増やしたかったというようなところはございますが、世代のばらつき等は当初想定していたとおりの構成となっているかなと判断しております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 実際に販売の状況で今見てみますと、北側が今のこの市役所の前の道路から入るところです。一番上側になっているところ。そこは車が入れないので、そのスーパー鶴屋の脇からの道路で入るという形になっているのですが、20戸のうち、現在、先ほど15軒が売れているということで、14軒が住まわれているということですが、5軒がまだ残っているところが、この四角の青色で囲んだところでございます。当初計画は21区画だったのですが、一番図面の下側です、三分割しているところを二分割にして20軒にしてあるということです。入り口の左側のところに交流棟があって、リビング・ラボというところで、交流と宿泊ができるという施設になっているということです。

今まで四つの企業が共同企業体として協定を結んでやってきておりますが、販売が遅れた主な理由についてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 整備当初から流れとしましては、当然、役割分担をした中で、販売はハウスメーカー、そしてまたソフトの部分は市と連携をとというような形で進めました。当初、東京圏のみに絞った販売活動からスタートいたしました。主にどうしてもコロナ禍とかぶってきたこともございまして、ウェブを中心にしたリスティング広告、こういったもので、要請というのですか、需要の把握、また問合せ等を受けていたのですが、ここがもう少し大きく来るかなといったところが、反響のところが静かだったということと、私どもが予定していた実地です、実際に東京圏に出向いて説明をして、かつこちらにツアーなどで迎え入れる、こういった活動もできなかったというところがあるのだと思っております。ただ、全体としましては大きく遅れているというような考えは持ってはおらず、今比較的順調に進んでいるのかなと考えているところではございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 当初予定から2年遅れて販売の完了が至っていないということでいくと、何か遅れているのかなという感じを受けるのです。

その中で、コロナなどもあってなかなか販売の促進ができなかったということですが、期間が遅れていることによつての協定の内容に触れることはないという考え方でいいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今回の住宅地、また一つの生涯活躍のまちというテーマを持った形で進めているこの内容については、例え販売そのものが遅れたとしても、私どもとハウスメーカーを含めて連携をしてやっていくという考え方、また協定等にはさし障りはなく、これまでどおり続けていくということで進めております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 当初予定した四つの企業体の中で、それぞれの住宅を販売しているわけですが、販売価格が当初と現在の価格に違いがあるのかどうか、確認できますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 販売そのものはメーカー側にお任せはしているところですが、価格を下げるというのはこの友部駅周辺地区の市場の観点から、私どもとしても、はい、そうですかと言うものではありませんので、販売当初から現時点において、全く価格、地代が下がったというところはございません。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） その販売の方法について、最初は分譲住宅を設計して販売していくというやり方をやったと思うのですが、一部で建て売りになっているということについても笠間市の協定には接することはないということですね。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 更地、建て売りについては、そこは制約を設けておりませんので、むしろ建て売りにすることでモデル性を高めるというような協議をした中で進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） あと5区画残っているということで、今後の販売の手法とか、対策についてどう考えているのか、販売は企業体がやるのでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今現在も進めているところではございますが、今御質問いただきましたとおり、基本的にはメーカー側の取組とはなりますが、本市においても、連携事業における東京圏居住者であったり、勤務者への周知活動、また移住施策との連携による活動といったものを展開しているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） メーカーがやることなのだけれども、先ほどの連携というところでいくと、市が連携してやっていることはどういうことなのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これも当初からの取組ではあるのですけれども、あその住宅が持っているソフトの部分、私どもが目指している将来像、こういったものを、都内の、またこの取組に限らず連携している企業の皆様方に周知を図らせていただいたり、さらには東京圏の方々をこちらに連れてきているような団体もいるのですけれども、そういった方々と協議や周知などをさせていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 住宅販売は業者がやるということですが、区画内の管理というのは、今は誰が関わっているのですか。道路の管理は市道になっているので、例えば草の問題とか、そういうものは市が対応しているということですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） この事業の中で御寄附をいただいた、いわゆるリビング・ラボの拠点としようとしている施設については私どもが管理を行っているわけですが、そのほかの共有の部分であったり、そういったところは、先般いわゆる管理組合です。区分所有とかの管理組合ではないのですが、自治会的な組合をつくっていただいて住んでいる方々、さらにはメーカー、こういったところが順次、取組を行っていただいている状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 販売について5区画残っているので、早急に販売できればいいなと思いますし、管理組合もできたというところでいくと、今14軒の人が入っているという形ですかね。

最終的に入る人たちで管理組合ができればいいなということですが、それでは小項目①を終わりにしまして、小項目②です。現在、先ほどの笠間リビング・ラボ、交流棟と宿泊棟に分かれるわけですが、その運営を含めたコミュニティ活動の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） コミュニティ活動につきましては、居住者が区画数の半数を大きく超えたことを受けまして、先ほど御説明しました、対象物の維持管理であったり景観維持、こういったものを目的としました居住者によります管理組合というか、自治組織です、こういったものをメーカー主導の中で本年7月に設立を行いまして、代表者の選定など、本格的なコミュニティ組成を開始したところでございます。

あわせて、笠間リビング・ラボの主たる運営事業者を選定するための協議というものは継続して行っておりますが、費用面などに課題がございまして、まだ公募に至っていない状況でございます。現在、ラボに求める業務内容について移住促進などをより強めるなどの見直しを図っているところで、年度内には運営主体を決定するとともに、私どもが直接関わる部分とかの関与度を強めながら進めてまいりたいというのが、現在の状況でござい

ます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 7月に管理組合を設立して、自治会的な組織とリビング・ラボの活用に対しては事業者がまだ決定していないという中で、先ほどの役割の中に移住促進もあるというところでこれからやっていくということですが、例えば市のほうでリビング・ラボの整備と運営の費用ですか、令和2年度に協定に基づいて出しているということで、令和4年度、令和5年度の予算を見ると、令和4年度には太陽光設備、蓄電池設備の整備に474万900円を出している。令和5年度にモデルコミュニティ活動の運営に係る経費として、C C R Cの事業推進委託料として338万8,605円を出しているという形でリビング・ラボが整備されて、いつの時点で市のほうに移管されているのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 令和4年度に移管を受けているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 令和4年度に市の施設になったということですね。整備されて、今、市が持っていて、令和4年度に太陽光の設備、蓄電池も整備したと。

令和5年度のコミュニティ活動の運営に係る経費として、C C R Cの事業推進委託料を支出しているというのは何をやるために支出した内容ですか。

○議長（大関久義君） 企画政策課長森 望君。

○企画政策課長（森 望君） 令和5年度の予算の活用でございますが、拠点施設の開設に向けた備品の調達等を含む準備業務としまして、施設内の什器であったり家電等を調達した事業でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 施設が整備されて、その中の備品を整備したという形ですね。委託料でもそういうものができているということの解釈でよろしいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 準備業務という形で、今の現状を踏まえた中でどういう業務があり得るか、また企画の内容、そういったところも含みの準備業務で、その一環として備品のほうもまずは導入を行ったというような形でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） リビング・ラボの先ほど運営の話がありましたが、その運営をどのような企業とか団体にされるのが一番ベターだと考え、今後の運営を担う企業などに委託していくという形になると思うのですが、どういうことを考えているのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ここのリビング・ラボにつきましては、当然あの区画だけのものではなくて、笠間市全体の中でどのような形が取れるかという、リビング・ラボ

という位置づけです。そのため、この趣旨に賛同いただく企業方と連合体を組みながら、いろいろな事業をあそこを拠点に推進していくということで考えておりました。

そういった中で、やはり一定の自立度というものも欲しいということから、これまで主にコミュニティ組成であったり、様々な企業体というのはいるのですけれども、そういった事業者だったり、もしくは移住施策との連動の観点から、例えば空家などを活用してまちづくりをやっている企業だったり、複数の事業体と今なおも継続して協議を進めておまして、さらには当然、市民活動、交流というものもメインになってまいりますから、市内でそういった取組に興味をお持ちの方々などとも意見交換をしながら、今どのような形がベストであるか検討し、またある程度の段階のところできっと公募をして、審査をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今回初めてのケースだと思うのですが、コミュニティーをつくりながら空家の活用、移住も推進して、活動も地域の中の人たちと一緒にやっていくということになると、なかなか選定が難しいのかなと思うのですが、例えば移住とか体験学習とかを考えた場合、市内でもNPO法人が、そういうのを担っているNPO法人があるわけです。そういう団体に委託することも考えられないのかなと思うのですが、民泊とか移住体験とか、そういうのをやっているNPOがあるのです。御存じだと思うのですが、そういうところも加味できないのかなと思うのですが、そういうのはどうですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり一定の、最終的にはある程度自立した運営というものを視野に入れながら今協議を進めております。そういった中で、最初からそこは駄目だとか、そういうことではなくて、あらゆる選択肢を持ちながら、また現在も拡大をさせながら協議を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 管理運営の主体が決まるということが一番重要だと思うので、そこをどう運営していくかということをして市のほうで要綱なりに定めて公募するという形なので、しっかりその目標設定を持ってやっていただきたいと思います。

そこに宿泊棟があるのですが、宿泊棟の宿泊対象者というのは、例えば移住体験で来た人たちは宿泊できるのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今の時点でそれができるかというと、まだうちのほうで制度として確立しておりませんので、あの施設を使った、いわゆるお試し居住というものは今つつじ公園のほうだけに特化をさせていただいておりますが、今後、当然確立していく中ではそのような使い方かもしれないと思っておりますし、また1階部分については例えばドミトリ一型にもしておりますので、例えばですけれども、学生の皆さんとかそういう

方々が笠間市の中で活動するときに使えるようにするとか、そういったような選択肢を持って今協議をさせていただいているところです。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） せっかく宿泊棟があるので、移住体験とか、学生もいろいろな形でつながりがあって海外の学生も来ていたりなんかしているので、対象者をあまり絞らないで体験ができるような宿泊施設ということでやっていただきたいと思うのですが、今から宿泊対象者については決めるということなので、しっかりそこら辺も加味して決めていただきたいと思います。

それでは、この地域、市役所のすぐ100メートルぐらい先のところにあるのですが、よく行政区の区長とかに聞かれるのですが、行政区の扱いはどうするのかということ聞かれているのですが、そういうのはどう考えているのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） この行政区につきましては、分譲前の段階から隣接する複数の行政区に投げかけを行って、相談などを行ってきたところです。ただ、位置的にちょうど既存の行政区が四つぐらいあるのですけれども、その境に位置すること、また区長が例えば広報紙をデジタル化で行ったり、先ほど管理組合がつくられていると申し上げましたが、やはり共用部というものが最初から設定されている、かつ20区画という世帯数、先ほどの総務部長の答弁にもございましたけれども、私どもが関与している部分がございますので、今、行政区長のいわゆる設置規則に基づく区長の任務、業務というのですか、そこは既に確立をされている状態なので、今現在は行政区長というものは置かない形で、区長を配置するという枠組みではない形で進めていくことで総務部と協議をしたり、また住んでいる皆さん方にも説明等を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 行政区自体は条例にのっとった行政区という形になっているので、行政区が、通常は自治会イコール行政区が多いのですけれども、ここは管理組合イコール行政区みたいな形で進めているのかなと思うのですけれども、20区画という小さい区画であると同時に、新たなコミュニティモデルというところもあるので、そこはどう考えていくかということですが、条例上は行政区を配置するという形になっているので、そこはどう考えていくかということで、条例を改正しなければいけないという部分もあるのかなという感じになってしまうのですけれども、行政区ではないことを考えているということですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今の説明の中にございましたとおり、行政区をつくらないとか、行政区に入らないということではなくて、行政区というものは、基本的に先ほど申し上げた四つの端境の部分にございますから、ただその共用の部分であったり、あと私

どもとの連絡手段の在り方であったり、そこが今までとは違う当然そういうコミュニティーなのですけれども、そういうことがあるので区長を配置しないという形であって、行政区に入る・入らないという意味では既に行政区と同じような活動がされている地区というような形で、今考えながら、また総務部と協議をしながら進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そこは今からまだ詰めるところがあるということですが、先ほど行政区の話をしたのですが、区長に言われているのが、消防後援会費とかどうすればいいんだということも聞かれるのです。そういう扱いについては、どういう考え方があるのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 消防後援会であったり、いわゆる募金活動であったり、そういったところが、こういうことがあるというようなことは、もう既に説明をしております。あとは、どのように支払いであったり払い方だったり、その部分は、私どもも間に入りながら調整して進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） その部分は前の質問と同じように行政区の問題なので、総務部と十分話し合いをして進めてもらいたいと思います。

基本計画の取組の中で、先ほど3点ほど、笠間らしさの可視化とか、充実した生活の条件整備、これはもう整備されていると。

二地域居住の構築というのがありますけれども、こういうものをやりたいというのがあれば、具体的に教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今回の取組、もともとは笠間「まちまるごとの生涯活躍のまち」という、既に笠間市には生涯を通して活躍、安心して暮らし続けるだけの資源が豊富にあると。それは、医療、福祉資源しかり、余暇の資源しかりなのですが、そういったことを、ある種住んでいる私たちにとっては当たり前のようなことが本来的には素晴らしいことであるというような形で、笠間暮らしの可視化というもの、笠間で暮らすとこのような充実した内容があるのだというのを示していくのが可視化でございます。

そういった中で、やはり栄養、運動、人との交流、また新しい概念の重要性、前向きな思考、これが幸せな加齢の5条件と老年学でいわれているわけですが、それをソフトの中で、例えばこういう交流事業を仕込んでみるとか、いろいろな取組をしてそういったものに参加をさせていただきながら、かつそれで健康的に暮らしていくこと、それが最終的な可視化というような位置づけです。そのために、例えばデータヘルスであったり、今広報のデジタル化もしかりですが、そういった新たなソフト事業というものも積極的に展開をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 基本計画の取組として三つが挙がっていますが、それをどう組み立てていくかというのはこれからだと思うので、笠間らしさの過ごし方とか、先ほど知的とか、芸術、それに二地域居住も含めて移住もありますので、そこら辺でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは小項目②を終わりました、小項目③に移ります。今後の方向性についてです。
今整備中なのですが、方向性についてお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 御質問いただきましたとおり、全世代における住みよさの向上を図るということを目標としながら、ただいま申し上げました「まちまるごとの生涯活躍のまち」を形成するというのが、当初の設定でございます。それを実現していくためにも、こういった取組、また考え方、こういうものが、自然に拡大を図ることができる、そのためには民間事業として成立する手法、こういったものを模索しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、リビング・ラボにつきましても、これは私の力不足で遅れているところはございますが、大学や企業との協議も深めながら、恒常的となるような事業となるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ここはモデル形成の場所なので、市内の波及効果という、市内の民間企業がその生涯活躍のまちの事例となって違うコミュニティーができるとか、そういうことがやはりモデル形成には重要だと思うので、ここを民間企業にどう波及させるかということが課題になってくるのかと思うのですが、そういうものを、今後そこだけではなくモデルにしてやっていきたいということで理解はよろしいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） その手法であったり、内容というのは様々なんだろうとは思いますが、やはり一つのいいなと思えるような事例をきっちりつくりまして、今御質問いただいたとおり、それが波及して、かつ民間の事業としても成立する、そういうような形をつくっていききたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 生涯活躍のまち（笠間版C C R C）ということで、このときには日本版C C R Cの協議もされて、いろいろなところで協議されているということですが、笠間市内で1か所できて、それが1か所だけではなくて民間にも取組ができるようにもっていくのが一番のやり方なのかなと思うので、せっかくできたので、その波及効果を拡大できるように市のほうでも支援していただいて、せっかくできたので、その利用価値と、そこに住んでいる人たちがやはり笠間の暮らしを楽しい暮らしにしていくということがモ

デルの中では一番重要だと思うので、そこら辺をしっかりとサポートをして事業展開を行っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 8 番内桶克之君の一般質問を終わります。

ここで13時40分まで休憩いたします。

午後 1 時 2 9 分休憩

午後 1 時 4 0 分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

鈴木宏治君。

〔4 番 鈴木宏治君登壇〕

○4 番（鈴木宏治君） 4 番政研会の鈴木宏治です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問します。

まず、人口減少社会の現在、住宅の新築着工数は減少してはきているのですが、住宅総戸数は今も増え続けています。国土交通省の住宅着工統計によると、2023年における注文住宅の新設着工戸数は22万4,352戸、前年比11.4%減となり、1959年の20万4,280戸以来、実に64年ぶりの低水準となっています。

しかし、人口減少と高齢化により、構造的な住宅着工数は長期的減少にはありますが、世帯数はいまだに増加傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の将来予測では、単身世帯の増加などの理由により、世帯数は2030年頃5,773万世帯まで増加する見通しです。住宅の需要は世帯動向の影響を強く受けますので、しばらく住宅需要は大きく変化することなく推移すると思われます。さらに、世帯人数も、2020年の2.21人から減少し続け、2033年には1.99人となり、2人を割り込むという予測になっています。

そんな中、空家の数は増え続け、総務省の令和5年住宅・土地統計調査によると、2013年10月1日時点での全国空家総戸数は、2018年の849万戸から増え、2013年時点で900万戸、実に13.8%という5年間で51万戸の増加で、過去最多という結果が示されました。

そんな中、笠間市の状況を見ますと、平成25年（2013年）には笠間市空家等の適正管理の条例が制定され、平成28年、笠間市空家政策推進室の設置、そして平成28年第2回定例会においては海老澤議員の一般質問、そして平成29年（2017年）に第1次笠間市空家等対策計画が策定され、平成30年第2回定例会においては石井議員の一般質問、また令和元年3月の定例会においては内桶議員、そして令和4年には第2次笠間市空家等対策計画が策定され、令和5年第1回定例会においては益子議員の一般質問がありました。このように、平成25年以降、たくさんの一般質問、その他の中で問題されてきている空家問題ですが、令和5年6月14日公示になった空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正

する法律が公示され、12月13日に施行になりました。この中では管理不全空家に関する措置が新設され、消費者の責務が強化されました。

このような流れの中、現在本市としてどのような空家対策事業に取り組んでいるかをお聞きします。

大項目1、人口減少社会における空き家対策についてお聞きします。

小項目①空き家の定義について教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

空家の定義でございますが、平成26年に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法上の定義といたしましては、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を空家等としており、本市空家等対策計画における定義ともしているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

空家というのは、1年以上使われていないとか、電気・ガス・水道などの公共料金、その他が発生していないような条件の中のものの建物、その付随する建築物を空家という形でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 空家のみが対象となっている制度ではない建築基準法だったり、もろもろ多少の定義のずれはございますが、この特措法上の定義は今議員御質問いただいたとおりでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それでは小項目②のほうに移りたいのですが、空家の定義は分かりました。

そして、空き家の今の現状についてお聞かせ願えますか。

○議長（大関久義君） 小項目②ですか。

○4番（鈴木宏治君） 小項目②です。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 令和5年住宅・土地統計調査の結果となりますが、空家数等は全国では約900万戸、県内では約19万7,000戸となっております。空家率にしますと、全国13.8%、茨城県内は14.1%となっております。

なお、本市の空家数等につきましては、この令和5年の調査数が確定しておりませんので、前回調査時、平成30年の数値となりますが、笠間市では約4,650戸、当時の割合で13.2%となっております。前回からの推移を見ますと、笠間市の場合、平成25年調査との比較となりますが、780戸の増加で0.8%の増となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 空家の状況に関しては、笠間市のものは令和5年度はまだ出ていないということで分かりました。でも、平成30年時点でも、4,650戸の空家が笠間市であったということです。

空家の中でも種類が四つ定義されていると私は聞いているのですけれども、それについて教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○企業誘致・移住推進課長（滝田憲二君） 空家の種類ということで、空家の種類は住宅・土地統計調査におきまして4分類に分けております。まず、賃貸用の住宅、それと売却用の住宅、三つ目に二次的住宅、いわゆる別荘等の住宅、それ以外の住宅をその他住宅というような言い方をさせていただきます。ただし、その他住宅につきましては、今回の調査において表現を分かりやすくというようなこともありまして、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く住宅という位置づけにさせていただきます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） その他住宅がすごく難しい表現になったというのはよく分かったので、賃貸用住宅そして売却用の住宅に関しては、不動産業その他が管理をしているという形で、国のほうでは統計で見ているというのは聞いていましたが、二次的住宅、特にセカンドハウスの的に使われているものです、こういったものもかなりの数はあるのでしょうか。笠間市内で把握しているものというものはある程度ありますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 完全に詳細の個別ごとの数というものは、申し訳ございません、把握をしていないところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 平成25年度のやはり住宅・土地統計調査、総務省のものだと、賃貸用が52.4%、売却用が3.8%、その他が38.8%で、二次的住宅5.0%ということですので、多分大きな差はないのかなと思うのですけれども、四つの住宅の中で多分、今空家の現状について一番問題になっているというものが、その他の住宅という形なのかなと思っているのですけれども、それについて、小項目③、なぜ空家がこれだけ増えてしまう、空家が出てきてしまうのかということについてお聞かせください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり冒頭御質問いただきましたとおり、まず人口減少というものがある。そういった中で、住まい、暮らし方など、社会全体の変化、またそれに伴います既存の住宅、建築物の老朽化と、こういったものが挙げられると捉えているところでございます。

一つの例えばでございますが、先ほど世帯数の人員が減っているという御質問がござい

ましたが、そういった問題や働く場所などを含みます暮らし方の変化からは、例えば親が居住していた家を相続したが、既に別に住まいがもう準備されていて今後住む予定がない、結果としてそれが空家になっていく、こういったような例があるのだと捉えているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○４番（鈴木宏治君） そうすると、やはり国のほうの統計でも出ていたと思うのですが、相続に関して空家が発生するのが理由としては一番多いと出ているようですが、それは笠間市の現状としても一番の理由がやはりそうなののでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 空家といっても、普通に流通に回る空家もあれば、私どもが特に対応する管理不全空家、それぞれ事情は違うかなと思っておりますが、それが全てではないですけれども、一つの要因として見受けられる点はございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○４番（鈴木宏治君） 空家という問題自体は、本当にまちを歩いていても空いているなという感じの印象を、笠間だけでなく県内どこへ行ってもそういう状況が見えているわけですが、やはり空家になってしまう原因というものをなるべく精査をしていただいて、一つでも空家にならないようにという形でこれから先どんどんチェック、その他していつてもらいたいと思うのですけれども、空家になるとどんな問題があるかということを追加で聞いてみたいのですけれども。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 空家になると何が問題になるかというと、やはり安全性の低下、公衆衛生の悪化、また景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせます。結果としまして、住民の、その地域に住んでいる方々の生活環境に著しい深刻な影響をもたらすという可能性があるかと捉えているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○４番（鈴木宏治君） となると、やはり空家が増えれば増えるだけ居住環境が悪くなったり、景観とかいろいろな部分においては管理が行き届いていない空家が増えることというのが、やはり大きなデメリットにその地区にとってもなっていくと考えてよろしいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 当然適切に管理されている空家というものを一つ除けば、管理がされていない空家というものが増えるということはやはりその地域の生活環境に影響を及ぼすと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○４番（鈴木宏治君） 国の動向を見ても、どう見てもやはり空家というものはこれから

先、先ほど前段でお話ししたとおり、増えていくというのはもう目に見えているのだと思うのですけれども、そういった中で、国のほうとしても法制度、法整備というのが少しずつなされていっていると思うのですけれども、その辺について、小項目④空き家に対する法制度について教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ただいま申し上げた理由などから、空家等の施策を総合的かつ計画的に推進し、地域振興に寄与することを目的といたしまして、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。それ以降、国を挙げての対策を行ってきて、現時点にあるというところでございます。また、直近では令和5年6月でございますが、これまでの対策を充実させるとともに、特定空家等になる前の段階からの対策が必要との考えから改正が行われまして、同じく昨年12月に施行されたところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね、私もそれを見て、法制度が随分変わったのだという形で質問させていただいているのですけれども、今までよりも、管理が全然できてない空家になる前に、どうやって空家を防いでいくかということを国も後押しをするような法整備がされているのだと理解しています。

そういった中で、空家になると土地の固定資産税の軽減が解除されるということを今聞いているのですけれども、その条件、その他があると思うのですが、それについて教えてくださいいただけますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 空家になると、即それが解除ということではないのですけれども、今現在、住宅用地に係る特例というものがございまして、200平米以下の部分で6分の1に減額であったり、200平米を超える部分は3分の1に減額、こういったような制度がございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それは小規模住宅特例だと思うのですけれども、それが6分の1に軽減されていくというものがどういう状況になっていくと、この軽減措置がなくなるかということが今回定められているということですよ。笠間市では都市計画税自体はかけておりませんが、そちらの軽減措置も今回の法律によって変わるということですよ。はい、分かりました。

もう一つ聞きます。さらに、相続した住宅に関する譲渡の特例措置も今回改正されたと聞いているのですけれども、これはどう変わったのか教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 相続した空家を、譲渡所得から3,000万円特別控除できるという制度がございます。これが、令和5年度の税制改正によりまして、まず期間が延

長をされました。

あわせて、その拡充された部分ですけれども、今まではいわゆる所有者が当該物件を更地にする、もしくは耐震化などの修繕を加えて、その後売買契約、譲渡ということのみが認められていたのですが、これが今度、買主側がそのような行為を行ってもこの譲渡を認めるというような形での拡充が図られたところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） この制度を使うと、従来の相続の3,000万円控除以外に大きく控除になって、先ほどの内桶議員の質問にもあった中にあるとおり、自分が家を持っているのに相続で空いてしまったなんていうことがあります。そういったときに3年以内という期限を決めることによって、早くそういった不動産を流通させるということが目的のかなと思うのですが、実は結構難しいというか、条件が厳しいと聞いているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 御指摘のとおり、この要件でございますが、まず建築年は旧耐震基準の住宅、さらには区有所有建物登記がされている建物ではないこととか、そういうようなやはり要件があるのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、昭和56年5月31日以前に建築をされている建物という形になっていくと思うのですけれども、やはり窓口、その他で相談が来たときに、こういったものがもしかしたら適用できるということでぜひ案内していただけると、かなり節税につながったり、あとは空家になる前に不動産の売却や有効活用につながるのかなと思いますので、ぜひその辺を進めていただければと思います。様々な法律で空家対策がされてきているということはよく分かりました。

それでは実際の問題となる空家について、今回特措法で定められました小項目⑤ですけれども、「管理不全空き家」と「特定空き家」について具体的に教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 管理不全空き家等につきましては、令和5年の改正、施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、適切な管理が行われずそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなる恐れのある状態にある空き家等という定義を行っております。

また、特定空き家等につきましては、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れがある状態、著しく景観を損なっている状態など放置することが不適切である状態、このような定義をしております。簡潔に申し上げますと、管理不全空き家等におきましては、特定空き家等になる恐れがあるものという形になりまして、具体的な例としましては、管理不全空き家等ですと屋根ふき材の破損がある状態とか、あとは立

木の伐採・剪定がなされていない状態であることに對しまして、特定空家につきましては完全に屋根ふき材が破損して飛散の恐れがある状態、さらには立木が傾斜し倒木の恐れがある状態、このような形で既に周辺に悪影響を及ぼす状態の空家を指すと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、管理不全空家というものが新しく設定されて、直ちに倒壊する恐れとか、付近にすぐに与える影響はなさそうだけれども、そのままの状態でしたら特定空家になってしまうというものを、管理不全空家と定義されていると理解してよろしいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 御質問のとおりでございます、私どものほうは早くから条例等を制定して取り組んでおりますので、そのような定義の中で進めてきているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） となりますと、管理不全空家や特定空家にならないために、行政としてはどんなことができますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今現在も行っているところではございますが、やはり管理されている状態もしくは居住されている状態から空家になるとこういうことが起きるであるとか、今現在、起きてしまっていない事実、要は事前の段階でどれだけ周知、また理解を図れるかというところが重要かなと考えているところではございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね、そうなる前にそれが防げるのが一番理想的だと思うのですけれども、そうなりそうな恐れがあったり、そうなってきてしまっているという中では、行政としてはどういうことができますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 管理不全空家につきましては、やはりまず行政ができることは指導です。こういったところを今現在も行っているのですけれども、その指導の中から、さらに今度は勧告であったり特措法上の特定空家になってくれば、さらにその先の代執行というようなところまでできるような仕組みとなっているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 市町村長による助言や指導、そして命令、行政代執行という形で段階を踏んで、行政で実施しているということは聞いているのですけれども、場合によってというか、段階によって、小項目④でお聞きした固定資産税の6分の1の小規模住宅特例軽減措置が適用されなくなると聞いているのですけれども、この中のどの場合になると小規模住宅特例が適用されなくなるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これまでの法律では、いわゆる特定空家となってから勧告の段階で、初めてその特例というものが外されるということでした。ただ、今回の法改正で、その前段、管理不全空家に対しても、市町村長、私どもで言えば市長の勧告というものが出された段階で同じような取組ができるということで法改正がされております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） よく分かりました。固定資産税が6倍に土地の分だけなるというだけでも、やはり居住誘導地域や準居住誘導地域に特定の空家だったり、そういったものを持たれている方自体はそういった勧告がなされると、やはりならないようにと事前に動いていただけるのかなと思いますので、ある程度致し方ないところはあると思うのですが、そういった中で、実際に今までの中で、本市の管理不全空家の数や特定空家の数、そして助言、指導、勧告、命令、行政代執行は、私も1件、議員になって最初のほうに見たのですけれども、その推移というか、数は分かりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これまでの指導対象となった物件数でございますが、本年8月末までで458件、現在も継続して指導している件数は、まず条例に基づく指導が121件、特措法に基づくものが31件となっております。また、これまでに特措法に基づきまして勧告した件数というものは6件、代執行が1件という経緯となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市自体、かなり空家対策というのを充実してやられているというのは一般質問の過去の会議録を見ても分かるのですけれども、それでもやはり数百件という形という状況というのが今後見込まれていって、さらに増えていく見込みがあるということの中で、これから先の対策、その他というのが大変だなと思うわけですが、小項目⑥になります。

笠間市の空家対策の現状と課題について、まずお聞きしていきたいのですけれども、一番大切なことは、空家になる前とか空家になってしまった直後に、いち早く空いている家があるのだということを把握することが、やはりすごい肝要だと思うのです。そういった中で、どのように把握、発見、掘り起こしを実施しているか、教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり、そもそも論の、私どもの管理不全となってくる部分の空家の把握の仕方というのは、やはり情報提供というものが最も多くなっているところでございます。

また一方で、私どもが同時に行っている、活用のほうに回す部分です。市場のほうに回せる空家、こちらについてももちろん情報提供もいただくのですけれども、これは私ども課の専門の職員もおりますので、そういった者が宅建事業者との連携であったり、あとは

自分で見て回ったり、場合によってはアンケートを送ったり、そのような形で掘り起こし、さらには発見を行っているのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 市民の方から、空いている空家をお持ちの方が、空家のアンケートが入っていましたという声を聞くので、職員の方や周りの人たちの情報収集しながら1軒1軒、個人情報の問題もあると思うので、そういう形でアンケートを送りながら、空家の対策の相談ありますかという形で送っているのかなということで、その地道な努力があってこそ空家対策につながっていくのだと思います。

そんな中で、管理不全空家になる直前の、やはり草とか木の越境だったり、もうしばらく止まってないとかということがあると思うのですけれども、私的には提案としては、電気・ガス・水道の使用料とかを見ていただいて、そういったところで官民連携してなんということもあるといいのかなと思ったりするのですが、実際にはいろいろな形を取ったとしても、空家の本当の数の実態の中で把握するというのはすごく難しいと思うのですけれども、今現時点で笠間市として空家の何%ぐらいを把握できているとお考えですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 管理不全に限らず空家全体のうち、何%かというところは非常に数値としてお出しするのは難しいですが、ただ仮に4,600軒の空家があるという中で、500軒程度のいわゆる管理不全側です、指導を行ったりなんなりというような軒数がございますから、最低でもその状態によりますが、ある程度悪い状態になっているものというのは相当数は情報の把握はできているのではないかと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今のお話を聞いている中で、多分空家の発見で把握というのも大事だと思うのですけれども、それがその他の住宅という形なのかなと思うのです。現実的には皆さんも多分御存じだと思いますが、賃貸用の住宅で、戸建ての小さい2Kぐらいの昭和40年代、50年代ぐらいにつくられた管理不全に近いような空家というものがたくさんあるけれども、国の統計、その他の中でもそれは別なほうに入っていると思うのですけれども、そういったところの把握とか指導というのは笠間市では行っていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ここは、どうしてもマンパワーに今ならざるを得ない状況がございます。ですので、私どもの職員のほうがやはり、なりそうなのという言い方がおかしいのですけれども、ここにこういう物件があるというものはできるだけ情報共有して、データベース化していくというような、非常に地道な作業というか、少ない件数ではありますが、そのような取組を行っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私も不安な、笠間市内で100万円程度で売りに出ている物件を見たときに、職員の方に見ていただいた瞬間に、これはどここの空家ですねと分かったの
でびっくりしましたけれども、やはりそれだけ歩かれているのだなと。

だから、空家対策が結構できているのだなと思うのですけれども、空家自体の把握をしただけではやはり難しく、それを流通させるために笠間市は空家バンク制度というのをかなり早い時期から使われていると思うのですけれども、この空家バンクに登録をしたり、利用するということは難しいでしょうか。それとも、簡単にできることなのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 空家の登録につきましては、まずは売却だったり、賃貸を希望する所有者側、さらには今度は購入をしたいとする希望者側、それぞれに御登録をいただきまして、こちらの登録方法につきましては基本的に難しい作業はなくて、ホームページから必要書類をダウンロードいただいて、ファクスもしくはメール、さらには直接窓口にお越しいただく、またいばらき電子申請サービスという形で、三つのやり方を取っておりますので、そんなに大きなストレスを与えはしないかなという形で今運用をしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 空家バンク、インターネットで見ると本当に更新もまあまあ頻繁になっているなという感じるのですけれども、この空家を見たいなと思ったときに、守秘義務の問題があるから、当然登録をされてから、遠くの方だったら土日とか祝日でないと見られないという場合があると思うのですけれども、そういった場合の対応というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今年もそうですが、できれば帰省が来るお盆期間中は常に相談体制を整えておいたりというのはございますが、土日祝日については連絡相談業務というものは、申し訳ありませんが、対応しておりません。

ただ、申請につきましては、今申し上げたとおり、基本的には電子申請を行っておりますので、休日であっても当然受付を行う状態になっておりまして、また物件の内見などにつきましては事業者のほうで仲介に入っていていただいておりますので、土日での対応、内見というものは可能な状態にしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 不動産関連事業者の方が土日対応していただけたり、祝日対応していただければ、見に行きたいといった人も利用しやすいかなと思うので、ぜひ推進していただきたいと思います。

では、空家バンクを本当に今活用されて、笠間市は成約数も本当にすごく茨城県内でもいいという話は一般質問の中にも随分出てきたのですが、空家バンクの活用資金の補助金

にはどんなようなものがございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） この空家バンクの活用のほうの補助でございますが、まず修繕に関する補助、さらには購入に関する補助、また賃貸に関する補助、さらには家財道具を今度は処分するほうの補助です、この4点を中心に展開をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 空家バンクのほうで3%前後、購入者の補助があるという形になったのですが、多分この3%という数字は不動産の仲介料相当分なのかなと個人的には思っていたのですが、令和6年、本年7月1日より低廉の不動産物件に関する取扱手数料が33万円という形で、800万円未満のものは100万円ののものであっても33万円まで取れるという形になって、実際に現実を取っている状況がほかの不動産屋であるので、そういった中で、こちらのほうの助成金なんかももしかしたらもうちょっと見直していただけるとありがたいなとは思っております。

そういった中で、当然空家バンクのほうの助成金というのはいろいろ聞いたのですが、それ以外に既存住宅のインスペクションなどの助成金なんかもあると聞いたのですが、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今御質問いただきましたとおり、いわゆるインスペクションの補助、さらには売買のときの瑕疵保険です、こちらのような事業を展開させていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 住宅瑕疵担保履行法に基づく瑕疵担保保証が義務づけられたというか、構造計算偽装問題以降できた制度ですよ。それも、2分の1負担でされているということですね。はい、ありがとうございます。

笠間市において、やはり先進的に頑張っているだけあって、様々な支援制度、そういったものがあることは分かりましたが、今までの空家の登録件数、成約数、売買、賃貸の数字というのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 令和6年8月末ということになりますが、利用登録者数につきましては、累計で1,052名、現在は666名でございます。空家の登録物件数というのは累計で268件、うち、売買が211件、賃貸が57件になっております。その中で、成約物件ですが、これまで218件が成約されておりまして、売買が161件、賃貸が57件ということになっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） これの成約数というのは、県内のほかの動向と比べてどの程度、笠間市のほうがかなりいいというのは聞いているのですけれども、どんな感じですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 一概に同一条件でこの比較というのが難しいのですが、間違いなく、県内の中ではトップクラスの成約件数と考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それでは小項目⑥を終わって、小項目⑦、今のところ、やはり様々な支援やマンパワーを使いながらも空家対策というのを一生懸命やってくださっていると思うのですけれども、それ以上に新築着工数が増え、人口減少になっていくという中では、さらなるやはり対策というのが必要になってくると思うのですが、今後の方策、対策と方向性について教えてください。

⑦議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり、既存ストックというものはどうしても余っているといますか、飽和している状態でございますので、利活用がまずは可能な空家の掘り起こしや管理不全空家等になる前の対策が重要であるという課題認識をしております。そのため、所有者等の行動変容を促す取組が必要であると考えているところでございます。

それを受けまして、現在も実施しております利用できる見込みがあるような空家の調査、さらにアンケート、それらに加えてコーディネーターによる所有者等への直接的な支援というものも行っておりたいと考えております。また、情報の入り口となります既存の空家バンク専用サイトにつきましては、もう少し利用者の皆様が検索しやすいような改修をかけていきたいと考えております。

また、今回の令和5年度の空家特措法の改正によりまして、先ほど来御質問いただいております住宅用地の特例、こういったものが解除されるようになったことを受けまして、例えばですけれども、固定資産税の納税通知書の中にそういうものを同封させていただくといった手法により内容の周知を強めるとともに、また今、いわゆるエンディングも含めまして、これは行政だけではなく、いろいろな民間事業者も一つの課題と捉えておりますので、銀行などとも連携をした情報提供、こういったものを行って、未然防止策というものを展開していきたいと思っています。

また一方で、どうしてもそのマンパワーに不足があるのも現状でございますので、空家等活用支援法人の制度も創設されましたので、この制度を活用して補完的な役割を果たしていただくような法人の指定というものも視野に入れていきたいと思っております。

最後となりますけれども、いずれにしても相談体制の拡充を図るなど、所有者の方が考える機会を増やししながら、困難ケースの対応、市場の拡大、こういったところを関係機関との連携により対策をより強化していきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 様々なやはり対策、いろいろな角度、いろいろな、もう官民共同でやっていかないと、解決しづらいというような大きな問題だと思いますが、先日かましこの研修で益子の道の駅に行ったときにトイレに入ると、トイレの目の前に空家の移住促進のチラシが置いてある。びっくりして見てみたら、総合政策課の移住サポートセンターが道の駅ましこの中にあったということなのですけども、やはり笠間も道の駅もありますし、道の駅に寄るといことは、笠間という私たちが住むこの場所、何らかの縁があって来てくださっていると考ええると、値段も書いてあるのです、パンフレットを置いてあって。300万円でこんなのに住めてしまうのねと思ったりすると問合せもしやすいかなと思うのですが、そこにセンターを今さらつくるといのは難しいにしても、例えば道の駅かさまや友部駅や岩間駅にはデジタルサイネージなども使われていると思うので、そういったところをうまく利用しながら、笠間に住んでみませんかという形で移住案内や空家のそういったチラシ導入みたいなものをそちらに流すなんていうこともいいのかなと思いました。

当市の空家バンク、本当に高い成果を上げていてくださってありがたいなと思っていたのですが、なかなか多分、固定資産税が6倍になるなんていうことも、私が知り合いに聞いても皆さんまだ知っていなかったり、3年以内だったら、条件を整えば相続税の3,000万円プラス売ったお金の3,000万円のうちも、ほとんどもう税金なしなんだなんていうことが分かってくれば、もっとよくなると思います。

空家になってしまう理由というのは様々だと思うのですが、空家になるのは、被相続人が対処しないからという可能性や、転出してしまった人がそのままにってしまう、あとは二次住宅でしている人がそのままにってしまう、貸家にしていただけでも空いたけれども、もう入らないけれどもいいやになってしまうなんてことだと思うのですが、転出時、マイナンバーを持っていれば、今転入だけすれば転出届というのは出さなくて済むというのがありますが、律儀な方々こそ転出時にそういった転出届を出して下さるので、つまり笠間市民ではなくなるときに空家の問題、何でも御相談ください、そして公共料金の納め忘れはありませんかみたいな案内を、そういったときにもしていただきたいですし、先ほど提案のあった固定資産税の納付書の中に、空家対策何でも御相談ください、笠間市は空家対策を本気でやっているのですというのをやはり知っていただくということが、すごく大事だと思うのです。

そういった中で、ワンストップサービス、できれば空家相談ダイヤルのようなものを市でやると営業時間しかできないかもしれないですけども、不動産事業者、そういった事業者の人たちに委託をするようなことをすれば、もしかしたらもっと広い時間帯とか、そういった形でできるということもあるかなと思いますので、空家対策をしっかりとやっていただくというのが、本当に笠間市にとってプラスになると思います。自分が笠間市に住んで、自分が笠間市で住み続けていくときに、空家になっても笠間市が何でも相談に

乗ってくれるのだと思ったら安心して住み続けることができますので、ぜひそういったことをやっていただきたいと思います。

NHKの予測では、2040年には笠間市の空家は5,110件、茨城県で、率でいくと空家増加率2.6で6位。1位は何と牛久市、2位がつくばみらい市という形で予想外でしたけれども、笠間市も6位で上位に入っているので、ちょっとでもこの順位を変えたいなと思います。

さらに、笠間には笠間地区建設高等職業訓練校なんかもありますので、そういったところとの連携をしていただきながら、やはり笠間モデル、いろいろな形で模索しながらやっていただければいいなと思いますので、ぜひそれをお願いして、大項目1を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、大項目2、有機フッ素化合物（P F A S）の規制と課題に移りたいと思います。

有機フッ素化合物（P F A S）について私が調べ始めたのは、知っていたのは随分前に知っていたのですが特に去年から調べていまして、2023年10月に岡山県の吉備中央町で町の水道から高濃度の有機フッ素化合物が出たというニュースが出て、町では2020年から検査をしていて、2020年に800ナノグラムパーリットル、2021年に1,200ナノグラムパーリットル、そして2022年には1,400ナノグラムパーリットルという値が出ましたが、町は看過してしまっていた。そんな中で、2023年に岡山県の備前保健所が異常値に気づいて緊急立入り調査を始めて、とてつもない高い数値が出ているということがはっきり分かったという形で、急にニュースになったときにすごく興味を持って調べました。

そういうことを調べているうちに、6月に質問しようと思ったのですが、6月は障害者の質問をしたので9月でいいやと思って9月になったのですが、その間にも、実は7月5日にはミネラルウォーターからP F A Sの高濃度値が出た、神戸市内の飲料メーカーがつくったとか、同じ7月では千葉県柏市で、ある地域の半数近くの井戸で暫定目標値を上回る値が出た。また、7月です。千葉県鎌ケ谷市で、やはり700倍の濃度の値が出た。そして、9月です。9月4日の朝日新聞デジタルでは、明石市の市民グループがP F A Sの汚染を考える会という形で私的団体ですけれども、住民33人の血液検査をやったら、半数がアメリカの指標値を超えているなんていう状況の中で、我が笠間市は大丈夫なのかなんて思いながらも、心配をしながらも、今回質問させていただきます。

まず、小項目①、有機フッ素化合物（P F A S）とは何なのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

P F A Sとは何かとの御質問でございますが、環境省などからの文献からの引用となりますけれども、有機フッ素化合物は炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物でありまして、その総称をP F A Sと呼ばれております。

このP F A Sは、たくさんの種類、一説には1万種類ぐらいの物質があるといわれてお

りますけれども、その中でも有害性が高いといわれている代表的なものとして、P F O S、それからP F O Aという物質がございます。これらの物質は水や油をはじくといった便利な性質があることから、1980年から2000年代初頭まで、はっ水剤、泡消火薬剤、コーティング剤など幅広い用途で使用されておりました。現在では製造、輸入等が原則禁止されておりますけれども、これらの物質には難分解性、自然界で分解されにくいという性質、また高蓄積性、環境中に蓄積されやすい性質、それから長距離移動性、風や水などに乗って移動するという性質があるため、現時点では世界中に広く残留されているといわれておまして、環境や食物連鎖を通して人の健康や動植物の生息、生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている物質でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） このP F A Sですが、いろいろなところで使われていたと、いろいろな報道でも出ているのですけれども、どういう商品や製品、そういったもので使われているか、教えてください。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 代表的なもの、一番分かりやすいものといいますと、やはりフライパン、それから炊飯ジャー、こちらのコーティング剤、半導体の表面処理剤、金属メッキ液、消防で使われる泡消火薬剤、それと布の防水、はっ水加工材などに使用されておりました。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） よくフッ素加工のフライパンとか、あとはホットプレートとか、そういったものの製造過程で使われていたというのはよく載っていましたが、はっ水スプレーですね。そういったものやスキーのワックス、いろいろなものに使われていたのですけれども、今現時点では、日本の国内ではこういったものは使われてはいないのですよね。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） こちらにつきましては、もう既に輸入、製造等が禁止されておりますので、現在ではこれらの物質を使用している製品はないということです。

ただ、過去に使われていたこともございます。それと先ほど申しましたように、どうしても蓄積性が高いということで残留しているということは、一般的に言われているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） フォーエバーケミカル、環境残留性が高くて、生体蓄積性がある程度高いということなので、少しずつやはり広がってきてしまっているけれども、現状こ

れから先増えることは少ないだろうといわれている物質ではあるけれども、現実的にはかなりの広範囲で全世界中にあるということですよね。

それでは、このP F A Sの規制値というものが出ていると思うのですけれども、これらについて教えてください。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） これは、小項目②でよろしいですか。

○4番（鈴木宏治君） 小項目②です。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えいたします。

P F A Sの規制ということでございますけれども、国際的な条約、ストックホルム条約という条約がございます、それに基づきまして、先ほど申し上げましたP F A Sの代表物質でありまして有害性の高いP F O S、それからP F O Aにつきましては、廃絶等の対象とすることが決められております。この国際条約を締結する我が国でも、これら二つの物質とも製造、輸入等が原則禁止となっております。

これに基づきまして、国内の水道水につきましても、2020年4月にP F O S及びP F O Aについて国で定める水道水の水質管理目標設定項目に暫定目標値としまして、P F O SとP F O Aの合算値で1リットル当たり50ナノグラム以下とすることが設定されました。水道水については、この暫定目標値を超えないようにするよう、各水道事業者等に管理を徹底するようということをおっしゃっております。また、環境省においても同様に、公共用水域、また地下水における暫定目標値として、やはり同様に1リットル当たり50ナノグラム以下とするよう定められているのが現状でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、それ以外、外国とかの規制値の状況というのはお分かりになりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 外国、世界各国の水道水におけるP F A Sの目標とする基準値でございますが、どこの世界も水1リットル当たりの含有量で示されております。

日本につきましては、先ほど申しましたとおり、P F O SとP F O Aの合算値で50ナノグラム以下としておりますが、ほかの国では二つの物質それぞれ基準値を定めております。主な国の基準値でございますけれども、イギリス、ドイツ、こちらはそれぞれ100ナノグラム以下としております。

ただ、ドイツでは、今後この基準値を厳しくするという動きが今現在ございます。また、カナダは、P F O Sが600ナノグラム、そしてP F O Aが200ナノグラムと別々の値を定めている国もございます。

そして、ただいま議員のほうからもお話がありましたように、アメリカ、こちらが一番

厳しい基準を設けておりまして、それぞれ4ナノグラム以下という大変厳しい数値で定めているのが現状となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） アメリカはもともと70ナノグラムパーリットルだったと思うのですけれども、いつ頃これ変わったのでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 議員おっしゃるとおり、アメリカ、これまでPFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり70ナノグラムとしておりましたが、今年4月にそれぞれ基準値を4ナノグラムと厳しくしました。その理由は、アメリカ国内でもやはりPFASが人体に及ぼす影響というのが広く指摘されてきたこと、またアメリカは訴訟社会でありますので、やはりこの件についての訴訟を受けるケース、民間企業でそういったケースも発生しております。また、国際的にも規制する動きが強まってきたということが背景にございまして、アメリカ合衆国の環境保護庁が規制強化を、今年4月10日に打ち出しております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、アメリカは4ナノグラムですけれども、それ以外の国々は、日本の50ナノグラムパーリットルの規制値よりも緩めたという形で理解してよろしいですね。

それでは、小項目③にいきます。PFASの健康への影響について、どのような今お話が出ているかというのを教えてください。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 健康への影響でございますけれども、これまでも申し上げておりました、PFASの代表的物質PFOS、それからPFOAについて御説明いたしますけれども、動物実験では肝臓の機能や小動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されております。また、人におきましては、コレステロール値の上昇、発がん性、免疫系統の関連が報告されております。ただ、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、まだ十分な知見がないのが実情でございます。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準等の検討が進められております。

なお、国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる原因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておられません。ただ、環境省におきましては、現在も最新の科学的知見に基づきまして、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討が進められている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） アメリカでは、PFASを使ったりPFOAを使ったところの従

業員たちが訴訟を起こしたりということでもかなり社会問題になっているというのは聞いていたのですが、WHOの国際がん研究機関（IARC）のほうで、PFASの1種であるPFOAが、今までは発がん性の可能性があるとしていたものを、発がん性があるとグループ1、アスベストやそういったものと同じグループに引き上げたという記事が載っていたのですが、それについては御存じでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） ただいま議員のほうからお話のございました、その基準値の引上げです、そちらにつきましては、昨年12月1日に世界保健機関WHOのほうで発表したということは、私も報道等を見て承知をしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） これだけの断定がされていっている中で、やはりアメリカのほうで、私も見たらば、多くの従業員たちが体調を崩したり、生まれてきたお子さんに動物実験であったような奇形がある人が従業員に複数いたという形があつて厳しくなってきたと思うのですけれども、ほとんどの工場がもうこの有害物質であるPFASの1万種の中でも、有害と言われているものはもうほぼ使っていないという話は聞いているのですけれども、やはり残留してフォーエバーケミカルになって全世界に散らばっている中で、先ほど冒頭に言った水道水や井戸水やミネラルウォーターから出るというやはり危険だなと思うので、そういった中で当市の状況を聞きたいと思うのですけれども、小項目④当市の浄水場のPFASの値の現状と推移について教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 笠間市内での浄水場のPFASの値の現状でございますけれども、当市には、笠間市が運営している宍戸浄水場、吉岡浄水場、また茨城県企業局が運営しております涸沼川浄水場、この3か所の浄水場がございます。

それぞれの浄水場ではPFASの検査を実施してございます。その検査結果でございますが、宍戸浄水場は昨年11月と今年5月、吉岡浄水場は昨年12月と今年6月の2回検査を実施しておりまして、PFOS及びPFOAの合算値がいずれも1リットル当たり2ナノグラム未満の検査結果であり、国が示す暫定目標値であります1リットル当たり50ナノグラム以下を大きく下回る数値でございました。また、涸沼川浄水場では昨年から毎月検査を実施しており、いずれの月も1リットル当たり2ナノグラム未満の検査結果でございました。

これらの結果から、現状当市ではPFASがほぼ検出されていないという状況となっております。今後につきましても、定期的に検査を実施いたしまして、推移を見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市がアメリカの規制値4ナノグラムよりもさらに低い、全ての浄水場で2ナノグラム未満という形で安心しました。

県内の他地区と比べて、当市の状況というのはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 県内のほかの地区の浄水場との検査結果の比較でございますけれども、今年3月時点で県内の浄水場で行った検査結果と比較いたしますと、おおむね笠間市と同じように、1リットル当たり2ナノグラム未満の箇所が多い状況でございます。

ただ、一部で笠間市より高い値が出ている浄水場もございますが、いずれも国が示します50ナノグラム以下を大きく下回る結果となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

続きまして、小項目⑤に今度行きたいと思うのですが、水道水は分かりましたが、先月だと思うのですが、井戸水の検査を県がしてくれるなんていうことを聞いたりしたのですが、当市の家庭の井戸水のPFASの値なんかをどのように検査をしているのかしてないのか、把握しているかしてないか、その辺について教えてください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 4番鈴木議員の御質問にお答えします。

当市の家庭の井戸水のPFASの現状についてとの御質問でございますが、まず初めに、飲用井戸水の水質検査は、厚生労働省が定める飲用井戸等衛生対策要領及び笠間市安全な飲料水の確保に関する条例等に基づき、井戸の設置者が一般細菌や大腸菌など13項目の定期検査を行うこととなっておりますが、この13項目にPFOS、PFOAは含まれていないため、検査を希望する場合の検査機関等の案内につきまして広報紙等で周知を図っております。

続きまして、地下水につきましては、水質汚濁防止法に基づき、茨城県が測定計画を策定しており、PFOS、PFOAの調査は、この計画に基づき令和3年度から行われておりますが、本市においてはまだ調査地点として選定されていないため、調査を実施しておりません。このため、市としましては、今後、PFOS、PFOAの独自調査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、飲用井戸水について、PFOS等を含めて基準を超える状況等を把握した場合には、環境省が公表するPFOS及びPFOAに関する対応の手引や、また先ほど申しました飲用井戸等の衛生対策要領及び茨城県地下水汚染対策事務処理要領に基づき、地下水が汚染されている地域を把握するため、周辺の調査及び継続的な勧奨実施とともに、井戸水を利用する方への注意喚起や市水道への加入が可能な方に関しましては、水道加入の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。現時点ではされてないということですが、災害時協力井戸など住民が使うものはこれからもあると思いますので、重点的にやっていただければと思います。

最後、小項目⑥、今後の本市のPFAS対策の方向性について教えてください。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 今後のPFAS対策の方向性についての御質問でございますが、先ほどの答弁と繰り返しにはなりますけれども、国の調査では、PFASを継続的に多量に摂取した場合、コレステロール値の上昇や発がん性、免疫系統への関連など人の健康への影響の可能性が報告されておりますが、国際的にも科学的知見がまだ不十分であり、国においても引き続き毒性評価の情報収集、検出状況の把握を進めるとしております。

また、先ほど申しましたとおり、世界保健機関のほうでも発がん性の分類を強化したような状況もございますので、今後は国においても調査研究が進み、PFAS対策について変化が生じることが十分予想されることから、本市としましても国等からの情報収集に努めまして、国が示す基準値に対応するとともに、本市の涸沼川浄水場を運営する茨城県企業局とも連携して共同で対策を講じるなど、定期的な水質検査を含めた水道施設の適切な維持管理を行い、市民の皆様に対して安心・安全で安定的な水道水の供給が滞ることがないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。これで終わりにします。

○議長（大関久義君） 4番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで14時50分まで休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番川村和夫君の発言を許可いたします。

川村和夫君。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 5番公明党の川村和夫です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

大項目1、笠間市の健康管理についてです。

笠間市は、令和4年2月につくられた第2次総合計画後期施策アクションプランの方針

として、「だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます」とあります。また、笠間市国民健康保険保険事業総合計画の計画策定に当たっての中に、「新たな健康課題に対応し、地域住民一人一人が健康で豊かな生活を送ることができるよう、全力で取り組みます」とあります。

そこで、小項目①、国民健康保険加入の状況についてですが、国民健康保険は地域住民の健康を守る重要な制度です。しかし、保険への加入が進まないと、医療費の負担が増加し、健康格差が拡大する恐れがあります。

笠間市における国民健康保険の加入対象者数と実際の加入者数についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

笠間市の国民健康保険の加入対象者、いわゆる被保険者につきましては、職場の健康保険や各種共済組合、後期高齢者医療制度など、他の医療保険制度に加入している方や生活保護を受給している方を除き、笠間市に住所を有する方となります。また、笠間市に住民登録がない場合でも、例えば親元を離れ遠隔地に就学中の方、介護保険施設に入所している方などにつきましても、特例により被保険者となっております。

次に、被保険者数でございますが、令和6年7月末現在、1万5,918人となっております。そのうち、65歳以上74歳の前期高齢者の方が7,631人で、約48%を占めている状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

それでは、過去5年間の加入者数の推移を教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 過去5年間の推移についてでございますが、各年度末における加入者数となります。令和元年度1万8,418人、令和2年度1万8,262人、令和3年度1万7,568人、令和4年度1万6,918人、令和5年度1万6,097人となっております。

総人口の減少や、いわゆる団塊の世代の方が75歳を迎え後期高齢者に移行していることなどから、この5年間で約13%減少している状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） この推移の減少要因というのは先ほど教えていただきましたけれども、人口減少と、あと後期高齢者への移行ということでよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） おおむねお答えしたとおりですが、そのほかにも高齢者の社会進出に伴う社会保険の適用拡大などの加入要件の緩和、こういったことも加入者減少の要因の一つと考えられるといわれております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そうしますと、今後もその傾向は続くとお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 総人口の減少とか高齢化が進む中で、しばらく現行の状況というのは続くとお考えをしております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そうしますと、後の小項目でも触れますが、健康を管理する上で、やはり平均自立期間の延伸や重症化予防、疾病予防は重要な施策となると思われます。

そこで、小項目②に移ります。国民健康保険税の一人当たりの調定額、また一人当たりの医療給付費についてです。

国民健康保険制度の持続可能性を保つために調定額と医療給付費のバランスが重要です。過去のデータ分析に基づき、負担が適正かどうかを評価する必要があります。国民健康保険税における1人当たりの調定額と医療給付費について、2023年度の数字について伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用に充てることを目的に、世帯の加入者数や所得状況に応じて、課税、徴収するものでございますが、御質問の金額につきましては、令和5年度の実績見込みでお答えをいたしますと、まず調定額について、これは課税額ということでございますが、総額は13億8,115万1,100円で、これを1人当たりにいたしますと8万5,805円となっております。また、給付費は、医療費から患者負担等を差し引いた額を保険者が給付するものでございますが、総額は51億7,295万8,351円で、1人当たりにいたしますと31万838円となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 前年のはお聞きしましたが、過去5年間の調定額、医療給付費の推移はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国民健康保険税の1人当たりの調定額から申し上げます。令和元年度が9万8,834円、令和2年度が9万6,649円、令和3年度が9万9,249円、令和4年度が8万5,033円、令和5年度が8万5,805円でございます。なお、令和4年度が令和3年度と比較して約1万4,000円程度減額となったのは税率改正によるものでございます。

また、1人当たりの医療給付費については、令和元年度が26万1,081円、令和2年度が25万8,530円、令和3年度が27万9,413円、令和4年度が28万5,783円、令和5年度が31万838円となっております。令和2年度はコロナによる受診控えの影響により減少となりましたが、令和3年度より再度増加に転じております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） お聞きしましたこの5年間の収支のバランスについて、市はどのようにお考えになっているかと、今後どのような対応していく予定か、具体的にお伺いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 加入者の保険税負担と医療給付費のバランスについてということでございますが、加入者1人当たりの保険税負担は、税率改正時を除き、ほぼ横ばいとなっております。その一方で、高度医療の提供、被保険者の高齢化などによりまして1人当たりの医療給付費は増加しておりまして、医療給付に対する保険税負担の割合は減少してきております。

このような状況が続きますと、バランスということですが、国保の財政運営に影響が出てきてしまいますので、特定健診や特定保健指導などの保健事業を継続し、加入者の健康保持・増進と医療費の適正化を図っていくとともに、現状を踏まえた税率の見直し等を検討していくことも必要かと考えております。

なお、平成30年度から県が国保運営の責任主体となっておりますので、これら保険事業の実施や保険税率の見直しに当たっては、県と連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今お答えいただきました十分な対応とその検証、課題や問題に対する事業の見直しをきちんと図っていただきたいと思います。

続いて、小項目③に移ります。平均寿命と平均自立期間についてです。

笠間市の平均寿命と平均自立期間の現状を把握することは、市民の生活の質を向上させるための基本的なデータです。これに基づいて、平均自立期間を伸ばすための施策を講じる必要があります。笠間市民の平均寿命と平均自立期間の現状について、具体的な数値をお伺いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 平均寿命と平均自立期間についてでございますが、平均寿命とは、厚生労働省が公表する簡易生命表に基づくゼロ歳児の予測平均余命のことございまして、生まれてから亡くなるまでの期間の平均を指し、その間の健康、不健康などの状態は問いません。一方で、平均自立期間とは、日常生活において介護を必要とせず自立して暮らせる生存期間の平均でございます。

これらを健康施策の指標として捉えますと、平均寿命、平均自立期間が高いほど、また平均寿命と平均自立期間の差が小さいほど、市民の健康は良好ということになります。

令和5年度末時点における市の平均寿命は、国保データベースシステムによりますと、男性が80.4歳、女性が86.7歳となっております。また、平均自立期間については、男性が78.8歳、女性が83.3歳となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） お答えいただきましたこれらの数値が、茨城県平均や全国平均と比較してどのような状況にあるのか、市としての分析の結果をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国保データベースシステムによりますと、全国の平均寿命は男性が81.5歳、女性が87.6歳で、また県の平均寿命は男性が80.9歳、女性が86.9歳でございます。また、全国の平均自立期間は男性が80歳、女性が84.3歳、県の平均自立期間は男性が79.8歳、女性が83.9歳となっております。

これらと本市の数値を比較しますと、平均寿命及び平均自立期間ともに、男女とも全国や県の平均よりもやや低くなっている状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その主な要因というのは何でしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） この主な要因といいますと、県、それから国と比べてこれは介護だったり、疾病だったりの罹患、それから介護を必要とするような状況に比較的なりやすいと、比較するとです。というようなことが考えられます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。最終的に健康管理が十分に行われない場合は、やはり自立する期間の延伸もないし、またこれが医療費にかかってくると、医療費の増大や高齢化社会における財政負担の増加も懸念されるということだと思います。適切な健康管理と予防措置は、やはり長期的には市の財政を健全に保つために重要なものと思います。

そこで、小項目④、定期健診の現状についてです。定期健診は健康管理の中で最も重要な事業の一つです。定期健診は早期発見、早期治療のために不可欠ですが、受診率が低いとその効果は発揮されません。現状と問題点を把握し、対策を講じる必要があります。

そこで、市が捉えている定期健診の対象者数と受診者数、受診率の過去5年間の経緯をお示してください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 定期健診についてでございますが、市が実施している定期健診は19歳以上39歳以下を対象とした生活習慣病予防健康診査、それから40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査、それから75歳以上を対象とした高齢者健康診査がございます。

検査内容につきましては、生活習慣病予防健康診査と特定健康診査は同じ内容となっており、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、腹囲測定を実施しております。高齢者健康診査については、血液検査の項目の違いや腹囲検査がないほか、心電図、眼底、血液検査、これは貧血検査ですけれども、こちらについては希望

者のみとなっております、これらの健診については、集団健診及び指定医療機関にて実施をしているところでございます。

受診者数、受診率の経年の推移については、特定健康診査の数字でお答えをいたします。令和元年度受診者数は6,373名、受診率42.6%、令和2年度の受診者数は3,236名、受診率22.7%、令和3年度は5,893名、受診率37.2%、令和4年度の受診者数は5,485名、受診率39.7%、令和5年度は速報値となりますが、受診者数は5,102名、受診率39.4%となっております。

これらの受診者数変動の背景といたしましては、社会保険の加入条件の緩和等により国民健康保険から社会保険に移行していること、人口構造の変化などによって受診者数の多かった世代が75歳以上になって後期高齢者保険に移行している、国民健康保険の被保険者が減少しているなどの状況がございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今の答弁から健康診断の推移の変化からですけれども、小項目⑤に移ります。定期健診の課題と受診者数の向上策についてお伺いします。小項目④で答弁いただきました数値から見ると、やはり定期健診における現在の主な課題が出てくると思います。

特に、特定の年齢層や地域で受診率が低い場合、その原因と対策について具体的なデータに基づいて御説明いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 特定健康診査の受診率の現状などから見た課題といたしましては、自覚症状がない場合、健康診査を受ける動機が薄れがちとなることや、早期発見や予防につなげるという健診の意義や重要性について十分に認識がされていないことが考えられます。また、特に持病もなく医療機関への受診機会が少ない方にこそ積極的に健診を受けていただくなど、自分の健康は自分で守るといった基本的な意識を高めていただく取組を推進していくことが重要であると認識しております。

笠間市のこの受診率というのは県内でも中位、真ん中あたりということで認識をしておりまして、次に受診者の向上策ということでございますが、市では受診者数の向上に向けて、健康診査の重要性を広く周知するための啓発活動を強化しておりまして、健康づくり年間予定表の発行や各施設のデジタルサイネージ、SNS等を活用した情報発信を行っております。また、利便性向上の取組として、土日の休日健診の機会を増やしたり、パソコンやスマートフォンを使って24時間予約ができるオンラインによる予約システムを令和2年度から導入しております。

さらに、健診を受診した方の満足度を高めるための取組として、今年度から新たに健診結果の説明会を開催しております。また、対面やオンラインを活用した健康相談、健康教室などに参加していただくことで、健康管理に積極的に取組をサポートしております。引

き続き、これらの施策を組合せながら受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 新たな検討課題、具体的な施策はお伺いしました。この受診者数で増加させた、効果があった取組などを教えていただければと思います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 前にお答えしましたとおり、令和2年度はコロナ禍の影響によりまして健診回数の減少、受診人数の低下が見られました。令和3年度より徐々に受診者数が回復はしてまいりましたが、いまだにコロナ禍前の42.6%までには回復をしておりません。

令和3年度からは、健診未受診者に対する通知に関して、対象者の性別、医療機関への受診の有無、健診の受診状況などに応じて細分化して対応しており、それでも受診に至らない場合は、ナッジ理論、これは本人が無意識に受診を選択するように導く仕組みでございまして、これらを活用した勧奨通知を年2回行っております。

また、今年度より受診者の利便性を高めるために、先ほども少しお話ししました、土日などの休日健診について、これまでの4日から10日に増やしたほか、7月と8月には暑さ対策のため健診時間を2時間前倒ししまして、7時半開始の早朝健診を合計10回実施しております。さらには、地域交流センターいわまを新たな会場としては健診を2日間設定し、より身近な会場で地域の方が受診しやすい受皿整備に取り組んでおります。

また、令和2年度から導入しております健診ウェブ予約サービスによる予約数も年々増加傾向にございまして、今後も様々な取組を続けてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。やはり、行政の施策に対して、市民も一人一人が自身の健康管理に積極的に取り組む意識改革が求められていると思います。市が提供する健診や予防接種の機会を活用し、健康リスクを減らすことが、市民全体の健康を守る上で重要と考えます。

そこで、小項目⑥重症化予防の観点から要指導・要精密検査者の対応についてお伺いします。要指導や要精密検査は重症化予防に不可欠ですが、フォローアップが不十分な場合、効果は限定的となります。

そこで、2020年度における要指導・要精密検査者数、要精密検査者のうち、保健指導を受けた人数をお伺いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 重症化予防の観点から要指導・要精密検査者の対応についてということでございますが、健康診査は結果を受け取ってからが重要であると考えております。健診結果が基準値から少し外れますと要指導と判定されますが、要指導はすぐに服薬などの治療が必要ではなく、日常生活を見直すことを啓発しておりまして、生活習

慣の見直しを希望される方に対し健康相談を行っております。また、要精密検査者と判断された方につきましては、医療機関への受診を促しておりますけれども、要精密検査者の約半数の方が既に持病等により医療機関を受診しているという状況もございます。

これらを踏まえまして、健診結果から高血圧症、糖尿病、脂質異常症、腎不全を発症するリスクが高い医療機関未受診者の検査値異常者に対し、健診率向上に向けた保健指導を実施しております。具体的には、保健師等が訪問により面接等で確実に医療機関を受診するように促し、訪問後、定期的にレセプトの確認や電話にて受診状況の確認を行っております。また、現在治療中の方は、引き続きかかりつけ医で経過を確認するよう促しております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その中で、保健指導により医療につながった割合というのはどのくらいあったのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 要精密検査者で訪問指導した方のうち、医療機関の受診や治療等をしておらず、糖尿病など生活習慣病のリスクの高い方に対しては、健診受診の勧奨、それからそういった指導後、レセプトなどから医療機関受診の把握をしております。指導後の受診率を申し上げますと、令和4年度が60.9%、令和5年度が66.7%となっております。

訪問や電話で個別対応した方が医療につながるという傾向が高いことから、今後も力を入れて継続してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。不断の努力が実を結ぶということだと思います。継続的に市民の健康を守るという意味で続けていただきたいと思います。

違う視点から見ると、国民健康保険の保険事業の総合計画の中に、そのデータに基づいて出ているところがありまして、その中でも人工透析患者のレセプト分析を見ました。そうすると、少ない患者数で多くの医療にかかっている状況ですが、このような分析結果を踏まえて重症化予防として具体的にはどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 糖尿病に関する重症化予防については、糖尿病の治療の有無、それからリスクの指標である血糖の平均値、ヘモグロビンA1cの数値に応じて、対象者の状態増に応じた取組を行っております。

まず、未受診者に対する取組として受診勧奨通知については、ファイナンシャルプランナーが監修しました疾病による経済損失、これについて漫画やイラストを使って分かりやすく記載されている通知の採用や、中身を開けたくなるような封筒のデザインを取り入れております。また、市立病院との連携の下、医師講話や血糖値測定を実施し、食事調査に

よる適正な食事の取り方指導や、運動の実践を学ぶ7回コースの重症化予防教室を実施しております。さらに、数値の軽度異常者については、糖尿病予防教室として管理栄養士による栄養講座、健康運動指導士による運動講座について、笠間公民館体育館、地域交流センターいわま「あたご」、医療センターかさま各会場で実施をしております。

また、先ほど人工透析という話がありましたが、医療機関において糖尿病を治療中の方を対象として、令和3年度より糖尿病性腎症重症化予防事業にも取り組んでおります。より厳格な血糖コントロールが必要となる糖尿病性腎症第3期の方を対象に、主治医の意見書により、保健師、看護師など専門職による6か月間の保健指導をオンラインにより行っております。

これらの取組によって、市民の健康維持・改善を図ることで医療費の抑制につなげております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

いろいろと日々の改善策を練って事業化されていると思うのですが、また完全ではないので、今後の改善計画というのはありますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 生活習慣病は自覚症状が現れにくく、症状が出たときには既に進行しているという可能性が高いことから、こうしたリスクが高い要精密検査の方の対応として早期の受診勧奨、それから必要な治療や生活習慣の改善を実施していただくことが大変重要であると認識をしております。

要精密検査者に対する今後の対応として、迅速なフォローアップ、再勧奨の強化、啓発活動などについて一体的な取組が重要であると考えておまして、個人のリスクに応じて専門職による適切な指導を強化することで早期発見、早期治療を促進しまして、市民の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

また、この早期受診を促すために様々な媒体を活用した再勧奨の手法を検討していきたいと考えております。あわせて、疾病予防の観点から、現時点で健康上のリスクを抱えていない方も含めた市民全体の健康増進の働きかけも行なってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○4番（川村和夫君） 分かりました。御苦労は尽きないと思いますが、ぜひ少しでも効果の事業としていただき、市民の健康を守っていただきたいと思います。そして、少しでも重症化が軽減できるということを事業の中で効果として表していただければと思います。

それでは、小項目⑦に移ります。疾病予防の観点からワクチン接種の現状についてです。

重症化予防と同じく、疾病予防があります。笠間市における2023年度のワクチン接種状況で、代表的な年代として幼少期と中高年代で数値として捉えられているワクチンについてお伺いします。また、そのワクチンの中で公費助成の状況についてもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 予防接種は、予防接種法に基づく定期接種と、法に基づかない任意接種に分けられます。定期接種は、主にお子さんを対象として市が接種費用の全額を負担するA類疾病の予防接種と、高齢者を対象とし市が接種費用の一部を助成するB類疾病の予防接種がございます。

令和6年9月現在、A類疾病の予防接種は生後2か月から対象となる5種混合ワクチンをはじめとし、12種類ございます。B類疾病の予防接種は、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症の3種類となります。

A類の予防接種は対象年齢に幅がありまして複数回接種すること多いことから、接種率については、お示ししやすい高齢者のインフルエンザ予防接種についてお答えをいたします。65歳以上の方及び60歳から64歳の重度の障害をお持ちの方等が対象となる高齢者インフルエンザ予防接種は、接種1回当たり1,500円の公費助成を行っておりまして、昨年度の65歳以上の方の接種者数は1万4,515人、接種率は58.9%となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

そのような状況下で、小項目⑧に移ります。ワクチンの接種率向上策ですが、ワクチンの接種率を向上させるために市が現在実施している具体的な施策とその効果について伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 接種率向上策についてということで、予防接種法により、A類疾病の予防接種につきましては、感染予防蔓延防止の観点から接種勧奨を行うこととされております。そのため、接種対象となった際の個別案内に加えて、乳幼児健診の際に接種状況の確認を行うとともに、未接種者に対して再勧奨の通知、市ホームページや広報紙等での周知を行っております。

B類疾病の予防接種は個人予防を目的に行うものであり、積極的な接種勧奨を行うものではないことから、接種対象者が接種を受けるために必要となる情報の周知を行っております。具体的には、接種時期に個別通知や広報紙、ホームページ等での周知を行っております。

今後も、A類疾病につきましては積極的な受診勧奨をするとともに、B類疾病につきましては接種を希望する方が適切に情報を取得できるように周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。予防接種も、やはり市と市民の協力がなくては成り立たないと思います。そのために、やはり市民が理解しやすい形で情報を提供して、健康管理に積極的に参加できる環境を整えていただきたいと思います。それ以外にも的確に

年度年度で検証していただいて、やはり見直しも図って、より効果が上がる予防にしたいと思っています。

続いて、小項目⑨中高年への疾病予防ワクチンについてですけれども、先ほど代表的なインフルエンザの接種者と接種率はお聞きしました。その向上策もお聞きしました。中高年だと、どうしても疾病のリスクが高まる世代であって、予防接種の重要性は増していると思います。接種率を向上させるための啓発活動も不可欠ですけれども、笠間市もやはり全国と同じ、人口構造から見ると少子高齢化が進んでいて、中高年層への疾病予防事業は重要になってくると思います。

そこで、インフルエンザ以外のワクチンで、特に带状疱疹やRSウイルス感染症があります。带状疱疹においては、やはり50歳から80歳までの間に3人に1人は発症する可能性があるといわれています。私もアンケート形式で、市民43名の方から聞き取りました。その中でやはり带状疱疹は1回ではなくて、2回、3回とやっている方もいらっしゃいました。そのアンケートの中で、市民の方から带状疱疹のワクチンを打ちたいのだけれども、高くてちゅうちょすると。ぜひとも公費助成をお願いしたいというお話がありました。

带状疱疹ワクチンの接種の公費助成は、笠間市としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 中高年の疾病予防ワクチンということで、ただいま带状疱疹、それからRSウイルスなどのお話がありました。

まず、带状疱疹でございますが、この疾病の罹患率は、議員今おっしゃったとおり、50代から増加しまして、70代でピークを迎えるといわれております。国内の調査などを見ますと、罹患率が、1997年は1,000人当たり3.61人であったものが、2020年には6.5人に増加をしております。また、合併症として带状疱疹後、神経痛といわれる痛みが3か月以上にわたって続くといった症状もございまして、これが罹患者の10%から50%で生じるとの報告もございます。

現在、带状疱疹の発症予防、重症化予防のための任意の予防接種は、50歳以上の方を対象としておりまして、費用も4万円以上の負担が生じております。こうしたことを踏まえまして、带状疱疹の予防接種について、ただいま市独自の助成の検討を進めているところでございます。

なお、国においても带状疱疹予防接種の定期接種化に向けた検討が進められておりますことから、その動向を注視しながら、市の助成等についてまとめていきたいと考えているところです。

また、同じ任意接種であるRSウイルスの予防接種につきましては、高齢者等の発生動向が明確でないことや国における議論も開始されたばかりであることなどから、現時点で接種に関する助成等の予定はございませんが、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。ぜひとも早く助成をしていただければ、1人でも重症化することがなく、健康に暮らせるのだと思います。

笠間市は市民の健康を守り、よりよい生活環境を提供することを第一の目標としていると思います。笠間市の市民が健康で充実した生活を送ることは、市全体の福祉向上にも直結します。平均寿命や平均自立期間を伸ばし、市民が健やかに暮らせる環境を整えることが地域の持続可能な発展につながると考えます。そこで重症化予防、疾病予防の施策がますます重要になってくると思いますので、ぜひきめ細かな施策を練っていただき、効果があるものを期待しております。

以上で大項目1終わりまして、大項目2に移ります。女性・若者活躍促進プロジェクトについてです。

前回の質問で内桶議員も取上げておりましたが、再度お伺いいたします。

小項目①プロジェクト事業の背景についてですが、現在、地域経済の活性化や労働力の確保が重要な課題とされており、特に女性や若者の活躍が鍵とされています。地域社会の持続的な発展を目指し、これらの層がどのように貢献できるかを探る必要があります。地域の課題として、笠間市における女性や若者の労働市場や地域定着に関する課題が存在していると思います。

そこで、笠間市における女性・若者活躍促進プロジェクトの背景についてお伺いいたします。このプロジェクトが立ち上げられた経緯や笠間市の社会的・経済的な状況にどのように影響を与えるのかまた、他の地域の成功事例や参考にしている点などを具体的にお伺いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 女性・若者活躍促進プロジェクトの背景でございます。

全国的に人口減少、少子高齢化が進んでいる中、笠間市においても人口減少傾向が進んでおります。本市の社会動態の推移を見ますと、令和5年度における転出者は2,469人、そのうち20歳から24歳までの転出者が最も多く603人となっております。また、平成30年度における転出者は2,268人、そのうち20歳から24歳までの転出者は470人で、5年間で28%増えている状況でございます。さらに、女性におきましては、20歳代から30歳代の転入者、入られる方は男性の半数というような状況になってございます。また、10歳代後半の方の就業先・学業先としては笠間市が選ばれる数は少なく、多くが市外・県外に出られている状況でございます。

このような背景から、女性や若者を含めた多様な人材が活躍できる場の創出が必要であり、住みよい、住み続けたいくなるまちづくりを進めていくため、女性・若者活躍促進プロジェクトとして、市内企業、大学とも連携をしながら事業を展開しているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 答弁をお聞きしまして、やはり暮らす環境も重要であり、また仕事をする環境も重要、要は一つの部では対応できない、本当に市全体で対応していかななくてはならないプロジェクトだなど、背景をお聞きして分かりました。

次に、小項目②に移ります。女性・若者インターンモデル事業についてです。

女性・若者インターンモデル事業の具体的な内容と期待する効果や成果についてお伺いいたします。また、この事業を通してどのようなスキルや経験が提供され、参加者のキャリア形成にどのような影響を与えるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、官民、また地域を問わず、とにかく人材の確保というものが課題になっていることに対しまして、市内の企業と教育機関との連携により、企業でいわゆる雇用契約に基づくアルバイトというような形での実務を通して、その先の就業、さらには定住、こういったものにつなげることを目指し、併せて企業紹介であったり、笠間市内のこれだけいい企業があるのだというようなものも若い方々にお示しする、これらを包含したテストケースとして実施をしているところでございます。

これまでの説明を通しまして、今現在、市内企業3者から参加意向をいただきましたので、現在、高校から参加する人数であったり、説明会の開催であったり、そういった条件等の整理を行っております。まとめ次第、労働法規も関わってきますので、関係機関の確認を経てから開始する運びとしております。また同時に、多様な人材が活躍する土台づくりといたしまして、今年度新たに開始した地域活躍人材育成事業、こちらについても5名の参加者により開始したところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

笠間市、茨城県、全国となってくると、周知の仕方というのはエリアが広くなればなるほど難しいと思うのですが、その周知方法はどのようにされているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） この事業に関する周知というものは、私どもが直接市内の企業であったり、教育機関を歩いて周知を図っております。

また一方で、人材確保の観点での周知というものは、例えば県央のいわゆる連携体であったり、様々な場面、そしてできるだけ全国的に発信できるような、ウェブを使ったり、というような形での発信というものも同時に行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 先ほど3者ほど始めたということですが、具体的に1年間の数値の目標などは計画を立てているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今年度につきましては、あくまでもテストケースとして両方の需要、もしくは供給といいたししょうか、お互いにマッチングできるかどうかというものをお試しでスタートしています。

ですので、実数の目標は立てておりませんが、まず成立する見込みが立ったというようなところがありますので、来年度から果たしてどのように進めるのがベストなのかというのを考えて進めていきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） この事業はスタートしたばかりなので、まだまだ課題とか、いろいろなのがまだ見えてこないのだと思うのですけれども、ターゲットのニーズに応えるために他の部署と連携しながらの新規事業とか、何かと発展することは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 先ほど総務部の御質問にもいただいたとおり、いずれにしても、暮らすこと、働くこと、これらは必ずしもばらばらではございません。そうなる以上は庁内連携してスタートしていくものでございますので、例えば総務部だったり、産業経済部だったり、それぞれの関係するセクションと話をして、どこが具体的な担当になるのがいいのか、こういったものも含めて検討は進めておりますし、今後も継続してまいります。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。まだ厳しいかもしれませんが、やはり具体的な数値目標がないと、事業の目標まで形骸化してしまうと思います。結果を厳しく判定する意味でも、やはり目標は立てて進んでいただきたいと思います。

それでは、小項目③に移ります。連携中枢都市圏構想推進事業の若者のU J Iターンや地元定着の推進についてお伺いたします。

連携中枢都市圏構想推進事業における若者のU J Iターンや、地元定着推進に向けた具体的な取組についてお伺します。また、これらの取組が地域経済やコミュニティーに与える影響についてもお伺いたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 9市町村で構成いたします連携中枢都市圏におきましては、令和4年5月にいばらき県央地域移住・定住促進協議会というものを設置いたしまして、移住・定住に係る連携事業を開始いたしました。

これまで、まず20歳代から30歳代の方を対象にした移住体験ツアー、さらには10歳代から20歳代の方を対象にしたふるさとワーキングホリデー、こういったものを実施しまして、まずはこの県央で暮らすことの体験を通した魅力発信というものを行ってまいりました。

こちら令和4年から開始した事業でございますので、まだそれがどういう成果に結びついたという数値はございませんが、参加者につきましては、移住体験ツアーが5組9名、ふるさとワーキングホリデーが12名ということになっております。

また、今年度は新規事業といたしまして、今度は圏域内の大学生を対象とした定住意欲の向上、さらには進学により圏域外に転出した大学生に対するU J Iターン意欲の向上を図る、こういったものを目的としましたばらき県央学生定住・U Jターン促進事業、こういったものを11月に実施する予定でございます。

これらを通して、まず暮らす場所、さらには働く場所、ここは県域で考えた場合に、決してどこかの市町村が抱え込む必要はございませんので、魅力的な就業環境というものはある程度の広域でお示しをし、そして住む場所としてまた選んでいただく、こういったところにつながっていく取組でございますので、インパクトとしての数値、ここは難しい部分はございますが、この取組を九つで初めて少しでも拡大していくというところに今、着手ができたというような形で考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。ステークホルダーが多くなればなるほど、やはり調整することが難しい事業だということが御説明いただいて分かりました。しかし、自治体間の競争ももっと激しいと思いますので、ぜひ笠間市の強みを生かして、やはりあらゆる専門機関なり、省庁内でのチームワークでぜひ成功させられる事業としていただきたいと思います。

次に、小項目④地方就職学生支援事業についてお伺いします。

地方就職学生支援事業について、その目的と具体的な内容をお聞かせください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 5番川村議員の御質問にお答えします。

地方就職学生支援事業についてとの御質問ですが、この事業は内閣府が令和6年度より実施しているもので、東京圏の大学生が茨城県の企業に就職活動を行い、企業の内定を得て県内市町村に移住する見込みの場合は、就職活動に要した交通費の、茨城県の場合は一部最大4,260円を1人1回まで補助する内容でございます。

しかしながら、事業自治体に対しては二つの要件が設けられており、そのうち市内に一定期間居住することや特定の業種に一定期間就業することなど一定の要件を満たすものの、奨学金の返還を支援する取組を実施していることという要件に本市は満たしていない状況でございます。

また、先ほど申し上げましたが、最大4,260円1回という補助事業でございますので、少額であることにより事業の効果が薄いため、現在の支援内容では本事業を実施する予定はないというところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

笠間市は基準に満たないということですが、例えば奨学金返済の事業もセットにしたものだったならば、笠間市に戻ってきたいというUターンの学生は必ずいると思うのですけれども、そういうセットで含めたものだと、やはり地域企業や地域社会にもメリットをもたらす事業だと思うのですが、笠間市として支援事業するということに対しての御見解はどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） この事業、地方就職学生支援事業につきまして、二つの要件を満たしている市町村は、県内に14市町村ございます。しかしながら、先ほどのこの事業効果が低いという事業なので、実際に採用して取組を行っている市町村は、9月9日現在で、聞き取り調査により、ないという状況でございます。

また、この事業が今後拡充とか拡大とかされていって有効な費用対効果のあるような事業になったときには、市としても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。推移を見て検討するということだと思います。

それでは大項目2を終わります。大項目3、事業承継支援事業についてお伺いいたします。

事業承継は、地域経済の持続的な成長において、極めて重要なテーマです。多くの事業者が、高齢化や後継者問題に直面しています。特に、黒字のまま廃業するケースが増えており、円滑な事業承継の支援が急務とされています。そこで、事業承継の重要性を認識し、過去の支援状況、現在の取組と課題を明確にし、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとの具体的な連携をお伺いします。

初めに、小項目①平成30年度実施した事業承継事業についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平成30年度に実施した事業についての御質問ですが、平成30年度に事業承継支援として行った主なものといたしましては、事業承継セミナー、事業承継相談会、事業承継に関する実態調査、個別訪問などがございます。

その中で、活動の柱となります実態調査は、2,612事業者のうち19.1%、515の事業者から回答を得ました。この調査を基に、平成30年度から令和元年度にかけて市内66事業者に対して戸別訪問を実施し、事業者から出された課題等に対し、事務手続方法の説明やアドバイスや相談や指導を行う機関の紹介、事業承継に係る税制優遇制度の案内などを行ったところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 市内66者への戸別訪問を行ったということで、平成30年当時という、事業承継を事業化していた自治体は皆無だったと思います。貴重なデータを、この

66者現在でも活用されていると思いますが、そこで小項目②、66者の貴重なデータを、現在は産業活性化コーディネーターの方が戸別訪問されていると思うのですが、戸別訪問する際の選定基準や具体的な支援内容、また継続案件のフォローアップ体制について教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 現在の事業の取組についてということかと思います。

議員おっしゃるとおり、令和4年度から産業活性化コーディネーターによる戸別訪問に併せ、事業承継についても相談業務としております。これにつきましては、平成30年度の調査結果を基に動いているところでございますが、令和6年度は現在までに、将来に向け承継、廃業を検討したいと考えている調査に基づいてピックアップした2事業者に対して、事業承継マニュアルをお渡しして、アドバイスをを行いました。また、令和4年度と令和5年度に相談を受けた後、継続案件となっている2件につきましては、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携しながら、引き続き伴走支援を行っている状況でございます。

さらに、11月26日には事業承継個別相談会を開催予定で、現在、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとも打合せを行っており、開催に向け準備を進めております。加えて、直接的な事業ではございませんが、令和6年度より経済産業省中小企業庁に職員1名を派遣し、国との密接な関係をつくりながら、事業承継や再編を含む中小企業小規模事業向けの支援強化に向けた情報収集等を行ってございます。

また、アンケートの結果、活用状況でございますが、アンケートを行ったのが6年前の平成30年であることから、現在、意向を再確認するための資料としてコーディネーターのほうで活用させていただいておる状況です。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今、御答弁にありました、現在そういう支援をされているということですが、事業承継に対して今現在、課題や問題点というのはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 課題や問題点でございますが、今実際に協議を行っている4者につきましては、候補者がいるか、いないかというところが課題となっているところと、あとは相談業務の中ではやはりセンシティブな部分の事業承継、議員おっしゃるように、黒字で廃業とか、産業としての意欲が皆さん違う状態でございますので、その辺の入り込みの温度感が、コーディネーターのほうからは積極的にいくべきなのか、側面支援の形でいけばいいのかというところが課題になっているということは聞いております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そうだと思います。私も現場で経営者の顔色が事業承継になったときに一変した記憶が今よみがえってきたのですが、やはりそういうデリケートな

部分に入っていかななくてはならないコーディネーターの御苦労は大変だと思うのですけれども、そのために専門機関があって、今年度、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携が出されたと思うのですけれども、先ほど部長の御答弁から相談会を開くとかというスケジュール観を示していただきましたけれども、小項目③に入るのですが、茨城県事業承継・引継ぎセンターとの連携事業について、具体的に移行が行われるスケジュールとかはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携事業についてという御質問でございますが、令和５年度に笠間市とセンターで連携内容についての協議を行い、本年４月１日から連携業務を開始したところでございます。現在、高齢化や後継者問題を抱える方に対して円滑な事業承継の相談体制を構築中で、先ほども申し上げました、現在個別相談会の開催に向け、準備を進めております。

また、今後につきまして、これまで市では事業承継という非常にデリケートで多くの知識が必要な問題に対して単独で支援を行うことが困難でありましたが、今年度よりセンターとの連携協力体制を整えたことにより、センターは国が設置する公的で安全・安心な相談窓口であることや、無料でアドバイスが受けられることのメリットを生かしながら、相談体制を構築していきたいと考えております。

また、来年度以降につきましては、事業者の事業承継に対する意向調査を再確認するための活動や実際に事業承継する事業者に対する支援など、国、県、茨城県事業承継・引継ぎセンター等の関係機関の動向を見ながら、何が有効な施策なのかというところを注視しながら進めていきたいと考えているところです。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○５番（川村和夫君） ありがとうございます。笠間市の第２次総合計画後期施策アクションプランにおいても事業承継の事業化が明記されていることから、行政側が事業承継を重要な課題と認識し、方針を打ち出していることが分かります。

このような背景の下、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携が進めば、役割分担が明確になり、行政の強みである公共性と信頼性を生かして、事業承継に関する周知や相談業務の機会を創出できると考えます。また、地方自治法第２条14にある最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという趣旨にも合致します。

こうした観点から、行政側が事業承継支援を実効性のあるものとするために、具体的な取組やこの予算の確保の方針についてはどのような御見解でしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在、事業所経営の支援につきましては、ソフト事業と各関係専門機関との連携という意味で、予算規模的にはほとんどないような事業でございますが、今後、先ほど申し上げたとおり、有効な事業で予算化が伴うような事業があった

場合には積極的に予算を確保して、事業承継、我々も笠間市の産業の持続のために非常に重要な事業だと思っていますので、積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） やはり予算を組んで事業を行わないと、事業評価は出てこないと思うのです。だから、課題も検証も何もしないで終わってしまいましたという事業にならないようにぜひ予算を確保して、具体的な施策を練っていただければと思います。事業承継は避けては通れない事業なので、笠間市の事業者が持っているやはり知的財産を含めて、数字上に表れないもの、貴重な財産を守ることが笠間市の根幹を守ることにつながると思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大関久義君） 5番川村和夫君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、17日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 小 薮 江 一 三

署 名 議 員 石 崎 勝 三